

第七十六回国
参議院内閣委員会
會議録第六号

昭和五十年十二月十一日(木曜日)
午前十時三十四分開会

委員の留動

十二月十一日

辞任

河田 賢治君

補欠選任

小巻 敏雄君

出席者は左のとおり。

委員長

加藤 武徳君

理事

世耕 政隆君

林 道君

上田 哲君

片岡 勝治君

委員

岡田 広君

源田 実君

戸塚 進也君

中村 太郎君

八木 一郎君

山本茂一郎君

泰 豊君

藤田 進君

太田 淳夫君

峯山 昭範君

小巻 敏雄君

内藤 功君

国務大臣

国務大臣(総理)
府総務長官
国務大臣(科学
技術庁長官)

植木 光教君

佐々木義武君

政府委員

内閣官房内閣審
議室長
渡部 周治君

内閣総理大臣官
房同和対策室長
今泉 昭雄君

行政管理庁行政
管理局長
小田村四郎君

科学審議官
福永 博君

科学技術庁長官
官房長
小山 実君

科学技術庁原子
力局長
生田 豊朗君

科学技術庁原子
力局次長
山野 正登君

科学技術庁原子
力局次長
半澤 治雄君

科学技術庁原子
力局次長
松永 信雄君

外務省条約局長
常任委員会専門
員
首藤 俊彦君

事務局側

内閣官房内閣審
議官
安仁屋政彦君

行政管理庁行政
管理局管理官
山本 貞雄君

法務省人権擁護
局調査課長
宮本 喜光君

資源エネルギー
庁公益事業部計
画課長
柴田 益男君

運輸省船舶局首
席船舶検査官
謝敷 宗登君

説明員

本日、の会議に付した案件

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

○委員長(加藤武徳君) ただいまから内閣委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。
本日、河田賢治君が委員を辞任され、その補欠
として小巻敏雄君が選任されました。

○委員長(加藤武徳君) 科学技術庁設置法の一部
を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。佐
々木科学技術庁長官。

○国務大臣(佐々木義武君) 科学技術庁設置法の
一部を改正する法律案につきまして、提案理由及
び要旨を御説明申し上げます。
原子力の開発利用は、現下のエネルギー問題に
対処してわが国エネルギーの安定供給を確保する
ため、大きな役割りを果たすものであり、政府と
しては、その推進に努力してきたところでありま
す。

しかしながら、その安全性については、必ずしも
国民から万全の信頼を得ているとはいえない状
況にあります。政府は、原子力平和利用の推進に
当たっては、まず第一に、その安全性確保のため
に万全を期し、国民の理解と協力を得なければな
らないと考えております。このため、研究・開発
と安全規制を同一の局で行っている現行の原子
力行政体制の中から、原子力の安全規制等原子力
の安全確保に関する機能を分離、独立させ、これ
を強化することにより、安全確保の明確な責任体
制を確立することがぜひとも必要と考えるもので
あります。

なお、これとあわせて、安全を確保するために
必要な試験研究等についても、抜本的な強化を図
り、安全の確保に万全を期したいと考えており
ます。この法律案は、このような観点から、現在
の原子力局の事務のうち、核燃料物質及び原子炉
に関する規制に関する事務、原子力利用に伴う障

害防止に関する事務等原子力の安全規制に関する
ものを分離し、これを一体的かつ効率的に処理す
る体制として、新たに原子力安全局を設置すると
ともに、その所掌事務を定めようとするものであ
ります。

なお、これらの改正とあわせて、科学審議官の
定数を三人以内から一人に減じ、原子力局の次長
二人を廃止して原子力安定局に次長一人を置いた
め、所要の改正を行っております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨でありま
す。原子力の安全の確保の重要性について、皆様
の深い御理解をいただき、何とぞ、慎重御審議の
上、速やかに御可決あらんことをお願いいたしま
す。

○委員長(加藤武徳君) 以上で説明は終わりました。
これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○泰豊君 それでは、私は、総理府所管の事項に
つきまして、ぜひとも植木総務長官に伺っておき
たい問題が引き起こされています。

長官つとにもう御存じだとは思いますが、念の
ために。内容は、ごく最近、全国五千六百カ所の
被差別部落の所在地を新旧二つの地名で示して、
おまけにそれぞれの世帯数、職業などを詳細に記
載した「人事一特殊部落地名総鑑」なる本が、対
象として全国の大企業などの人事担当者やねらっ
て集約的に、しかも極秘で販売されていた事実が
あります。B5版、六百十ページ、価格三万円と
なっているわけですが、その内容を見ると、新
旧で大字、小字まで含めた詳細な地名、所在地
地ごとの世帯数、職業なども記載されています。

なかなか詳細なものです。
これについてはすでに各日刊ジャーナリズムが
かなり大きな扱いをしておりますし、これは朝日

新聞の記事ですけれども、かなり反応と世論が鋭く盛り上がりつつあるわけですが、これについて部落解放同盟の大坂府連合会上田卓三委員長によると、これは公然とした差別の助長である。公然とした文書、言動上の差別はいまや姿をひそめていたと思つていたけれども、今回のこの「総鑑」のような露骨な差別には怒り以上のものを感じてゐる。何代もさかのぼって出身をあばいて差別をしようとする資料が公然と販売され、現実これを各大企業の上場会社等の人事担当者が買つてゐるという現状は、まだまだ企業自体が被差別部落出身者を明らかに差別をしてゐる、そういう固定観念を変えていない、締め出すような姿勢であること、何よりの証拠じゃないだろうか、このような本の発行自体は水平社創立以来の解放運動史上でもかつて例を見ないほど悪質きまる行為である。差別が生き続け、しかもそれが非常に悪質巧妙化している具体的な証拠でもある。このように上田委員長は述べています。

そこで、総務長官に伺いたいんですけれども、この件についてはどうに御存じですか。

○国務大臣(植木光教君) いま御指摘の「特殊部落地名総鑑」が発行されたことにつきましては、私も承知いたしておりました。これは部落差別を拡大助長する悪質なものでありましてまことに遺憾なことであるというふうに、私考えております。

○秦豊君 そういうふうにとらえて受けておられるという姿勢が大変私好ましいと思う、当然だとも思うわけですが、いまのように所管の担当大臣として確かに遺憾という言葉が即座に出ることは常識的な反応だと思ひます。しかし、特にこの委員会での私に対する答弁というものにアタセメントをつけて、このようなことはまことに好ましくない、今後再び惹起されてはならないという意味合いで、特別に総務長官の談話を公表されるというおつもりはありませんか。

○国務大臣(植木光教君) ただいまこの問題につきまして、私はいろいろな措置につきまして指示をいたしているところでありまして、すでに十二月九日のあの新聞に報道されました当日、同和対策室におきまして、関係省庁の担当者にお集まりをいたしまして、適切な措置をとるよう協力方を依頼いたしました。また、本日は同和対策協議会の幹事会を開催することになりました。このような重大な問題でございますから、これが二度と起らないように対処をしてまいりたいと思ひております。

当面の対策といたしましては、本冊子を回収して焼却することが大切であります。また発行者及び購入した企業に対しまして、人権侵犯事件としての処理を行うべきであると考えています。

第三番目には、本日の同和協の幹事会において結論を得たいと考えておりますが、企業者、団体及び地方公共団体に對しまして、各省連名によりましてこのようなことが再び起こらないように通達を出したいと、こういう考え方をしております。いずれにいたしましても、総理府といたしましては重大な問題だという認識を深く持つておりますので、二度とかかる事件が起こらないようにしたいというのが私の信念でございます。

○秦豊君 一つ一つ妥当な処置だと思ふんです。私自身は、不用意というか、このような差別を行つた者についての処罰などを考える、そういう立場にはないんです。けれども、今度の事件はなぜ許せないかという、営利のために、差別を拡大するために、きわめて意図的な刊行物であるという問題点がある。また政府は、営利のために差別の対象にならないという見解を、まあ伝え聞くところによれば法務省の一部などが持つてゐるようには仄聞してゐます。しかし、仮にこのようなケースが行行政上のどの接点にも引つかからない、全然チェックできない、歯どめがないとなると、たとえば植木さんや歴代の総務長官が、私どもの目から見ると不十分だがある方なりの範囲の善意の中で同和対策を進めてゐる、その行政の足元をいしばり崩すようなことになりかねない。私は意外に、意外というより当然ですが、この問題とい

うのは重要な意味合いを持つてゐると思ふんですね、壬申戸籍ではないけれども。

そこで、確かにきょう連絡会議を開かれる、発表もされる。一応報道はされるでしょう。しかし、こういうふうな営利のために差別を拡大するといふふうな業者、個人に対して行政は全く無力なのか、あるいは何らかの措置をとれないとすれば大変問題だと私は感じてゐるんですけれども、同和対策の空洞化を恐れる立場から、総務長官から、行政上どのような措置が可能か、あるいはそれを目標として考へてゐるのかどうか、その辺をもうあわせて伺つておきたいと思ふ。

○国務大臣(植木光教君) ただいま秦委員が御指摘になりましたように、営利を目的といたしましてこのような事業は最も悪質でございます。憲法上保障されました基本的人権にかかわる差別問題全般が問題でございますけれども、特にこのように営利を目的とした事件は最も悪質であると私は考へております。この事実関係につきましては法務省ですでに調査中でございます。したがって、法務省として一体この調査の結果に基づいてどのような措置をせられるかということをお私どもも注目をいたしてゐるところでございます。と、とりあえず、先ほど申し上げましたように「地名総鑑」の焼却をさせたいと存じます。これにつきまして、発行者本人はもとよりでございますが、総理府、法務省、関係職員立ち会ひのもとでこれを行いたい。すでに御承知かと存じますが、まだ売却されたものは少数でございますが、ほとんどが保存をされておる状況でございますから、とりあえずこの焼却をいたしたいと、こういうふうに考へております。

○秦豊君 この「総鑑」のセールの用に刷られたチラシのようなものを見ますと、こんなことを書いてあります。部落問題の抜本的な解決策がない現状では、八鹿高校事件のような事は企業においても起こり得ないとは断言できません。などというきわめて刺激的な表現があるわけです。このようなことは、やっぱり藩閥政権以来非常に根強い

差別意識の一つの反映なんだけれども、一部政治勢力の差別キャンペーン等によつてもこれは助長されてゐるということが考へることのできる、やはり国民の中にまだまだびまんし、まだまだ潜在し、何か折に触れて顕在をするという差別意識の私は表現だと思ふんです。したがって、このようなこと一つ一つをわれわれは見過してはいけなない、こういう立場に私は少なくとも立ちます。また、言いかえれば、このような表現を許すということは、せつなく努力をされてゐるではありません。その努力が足りないのではないかと、私はそう言わざるを得ない。その一点については植木長官どのようにお答えになりますか。

○国務大臣(植木光教君) ただいま秦委員御指摘のとおりでございます。この差別意識の掃蕩のために私どもは同和対策事業特別措置法及び同和対策長期計画を基本といたしまして諸事業を進めておりました。その中で物的な施設の充実と並行いたしまして意識の問題が重要でございます。したがって、その点につきましては「まず随分始めよ」でございます。国家公務員に対する同和問題の研修を行つておるところでございます。また、一般国民に對しまして同和問題講演会を主催をするのに對しまして私どもは助成をいたしております。国民の理解と協力がなくては同和問題の解決はあり得ないというのが同和対策の考え方であり、また特別措置法にも明らかにされてゐるところでございます。したがって、そういう認識を強く持ちまして啓蒙活動についても今後その充実に努める所存でございます。

なお、総理府の同和対策室に計上をせられております啓蒙予算の充実にさらに図つてまいりたいと存じます。総理府広報室におきまして、この問題のために、たとえば同和対策答申の十年を記念をいたしまして、特別にこの問題についての啓蒙番組を組んで放送をしたというようなこともございます。あるいはパンフレットをつくつてゐるというようなこともございます。労働省におきま

しても、雇用主に対する啓蒙指導費を組みまして指導をしているところがございますが、いずれにいたしまして、いま御指摘のとおりでございます。私どももいたしましては、政府の啓蒙、啓発活動を地方自治団体と一体となりまして強力に進めてまいりたいと存じております。

○秦豊君 同対審の答申にいま間接的に触れにわたつたわけですが、国民を啓蒙する義務というのは確かに政府側の行政の義務だと。で、いまおっしゃったようなことに関連して、今年度の予算では具体的に幾ら計上されているんですか。具体的にどんなことをなすっておりますか。

○国務大臣(植木光教君) 先ほど申し上げました同和問題の国家公務員の研修費が百七十万円でございます。また、同和問題後援会の委託費として七百七十五万円でございます。それから、労働省が組んでおりますのが雇用主に対する啓蒙指導費でございます。九百九十五万円でございます。その他法務省も啓蒙活動費を組んでおられると承知をいたしております。さらに、先ほど申し上げましたように、総理府広報室の持つております中で随時啓蒙活動を行っているというのが現状でございます。

○秦豊君 ざっと伺いまして各官庁にまたがって概算二千万足らず、これは啓蒙活動費としてはまさに二階から目録の感もあって非常に微少だという印象をぬぐえません。とりあえず、今後長官の行政責任において、あなたの見識の中で、たとえば来年度予算の編成期にいまありますけれども、明年度予算等から、予算を大幅に増額をして、腰を据えた取り組みをするんだというお気持ちがおありかどうか、予算に関連して何っておきたい。

○国務大臣(植木光教君) ただいま五十一年度の予算でございますけれども、たとえば公務員に対する研修費といたしまして、七百七十五万でございます。失礼いたしました。同和問題の啓蒙活動費全体といたしまして約五千三百万円を要求をいたしております。そのうちに国家公務員に対する研修費等が含まれているのでございます。

○秦豊君 十一時から長官の所用がおありのようですから、それを尊重したいと思いますが、最後にあなたに対する要望として、きょう一連の打ち合わせが終わった後は、できれば総務長官談話というふうな形式をも具体的に考えていたいただきたい。これは私の要望です。長官の方はこれで解放して差し上げたいと思います。

○国務大臣(植木光教君) 総務長官談話を発表いたしますように協議をいたします。

○秦豊君 わかりました。

この問題に関連しまして法務省側に伺いたいと思います。法務省はいまこの事件については人権侵犯事件として調査中ですか。

○説明員(宮本喜光君) 御指摘のとおり、この事件については現在東京法務局において人権侵犯事件として調査中でございます。

○秦豊君 念のために事実関係の確認という意味を含めて伺っておきたいんですが、印刷部数、それから販売実績、それから本の回収、焼却についてはいまだどの段階までまいっておりますか。

○説明員(宮本喜光君) 印刷部数は「地名総鑑」が四百部でございます。このうち五部売却されておりました。それから出版の案内書が一千部印刷されております。これが約八百部焼却をされております。このうち、本人が保管していたものは全部昨日までに任意提出という形で受けまして、現在東京法務局で保管中でございます。ですから、その分については他に散逸するおそれはなからうというふうに考えております。案内書の方については、案内書の送付先がかなり多くなっておりまして、どこに発送したのか必ずしもつかめておりませんので、現在それについては発送先を調査中でございます。それについても順次回収して焼却するという予定にしております。現在回収してあるものについては全部焼却するという予定でございます。それについては本人も了承しておりますし、先ほど総務長官お話しのように、関係各

省の係官が立ち会いの上で全部焼却をするという予定でございます。

○秦豊君 法務省サイドとしてはこれからですけども、出版をした企業、印刷所、それから発行人等の指導については、なるほど私自身もこれは認識はしておりますが、法的にははなはだもってあいまいなところとして接点がないだろうとは思いますが、法務省の感覚から見ると、どのようになさるおつもりですか。またどのようなことが可能でしょう。

○説明員(宮本喜光君) 私どもの方いたしましたのは、強制権限がございませんので、もっぱら自由人権思想の普及高揚という立場で啓蒙活動を行う、説得による啓蒙活動でございます。したがって、この事件についても発行者、印刷所、購入者等については厳重に説得をし、啓蒙をして、二度とこのようなことのないように対処してまいりたいというふうに思っています。それから、単に買ったとか発行したとかいう人たちだけではなくして、少なくとも案内書の送付を受けたようなところに対して、これはとんでもないことなんである、十分今後注意してほしいということも啓蒙する予定でございます。それから、事件が処理の段階にまいりましたら、これは私どもとして何らかの方法で一般的に啓蒙をしたいというふうに考えております。

○秦豊君 この原稿はどうなっているんでしょうね、オリジナルの。それから本の内容からしますと、一々手書きととても考えられない。やはり官公庁作成の文書を使った形跡、可能性、これを私は疑っています。それについてはどうお考えになりますか。

○説明員(宮本喜光君) 印刷原稿につきましては、印刷所から納付を受けた際に本人が回収をしまして焼却したというふうに述べております。それから、出所の関係でございますけれども、私どもは官公庁の資料としてすぐ思い浮かべるのは、昭和四十六年に行われた総理府の全国調査でございますけれども、これと同一かどうかという

ことを確認いたしましたところが、地区数、世帯数その他の記載欄の点から考えまして、かなりな相違がございます。したがって、四十六年調査がそのまま流れて使われたということではなからうかというふうに現在のところ考えております。

○秦豊君 資料はやはり官庁関係から入手したのではないかという心証をぬぐえないんです。いまのところ総理府ではないと、こう明言をしているんですが、だとすればおたくの官庁、法務省なのか自治省なのか、疑わしい官庁はあるんです。もちろん他の官庁のことには言及することは避けようとなさるんですけれども、調査課長はどう考えていらっしゃいますか。

○説明員(宮本喜光君) 私どもの方いたしましたのは、昭和四十六年の総理府調査以外にさしたる官庁資料ということはないと思ふべきであつたものですから、それとの対比で先ほど申し上げたようなことになっているということを申し上げておるわけでございます。

○秦豊君 この版元というか、発行人なんですけれども、企業防衛懇話会理事長京極某という人物なんですけれども、これは解同大阪府連の調査によると、姫路生まれでたしか三十六歳、総会屋の名簿を出して売ったり、そんな男なんです。その男が、およそ四百部で割引制度でも三万円で総額一千万を超えるような本を、あなたの方のチェックに遭うといとも簡単に焼却する、潔い、気前がいいというところは、普通の経済常識ではこれは考えられないわけですね。むしろ強力なオーナー、スポンサーがいてやらせられたのか、背後組織というふうな言葉を使うとやや大仰になるやもしれないが、この男のいわゆる裁量でできるような金額じゃないわけですね。いままでの彼の経済活動からすると、そうすると、その背後関係というか、そういうものについても法務当局としては一応お調べの対象にされていきますか。

○説明員(宮本喜光君) その点を含めて調査中でございます。

○秦豊君 いま私が時間をはしって問題点だけをピックアップしましたが、大変広がりのある問題、大事な問題だと思ふんです。所管がまたがっていますね。今後はどの官庁が責任を持つて、中心となってこの問題を追及されるのか。やっぱり調査、捜査という関連があるからおたくが中心になるわけですか。

○説明員(宮本喜光君) 人権侵犯事件としての調査、処理は私どもの方で担当するという事になっております。これについては調査、処理だけではなくして、啓発の問題がございますので、その点については関係官庁と協力をしてやっていくというふうに考えております。それについては、先ほど総務長官のお話のとおり、総理府の同対室が中心となつていま協議中でございます。

○秦豊君 この項については最後の質問にします。今泉対策室長いらっしゃいますか。

あなから、すでに長官には伺いましたけれども、今後この種事件に取り組む決意、あるいは再発をあくまで防ぎとめるといふような意味を含めて、対策室長としての総合的な考え方を最後に伺つてこの問題については閉じたいと思ひます。

○政府委員(今泉昭雄君) 先ほど総務長官からお答えいたしましたとおり、この種事件の二度と起こらないように、私どもとしては、人権侵犯事件等の調査につきましては法務省の所管でございますが、その他やはり二度と起こらないように関係団体への通知、啓発指導あるいは国民一般へのマスコミ等を活用します啓蒙等を活発に行いたい。この点につきまして、私どもの部屋を中心といたしまして、関係各省相集まりまして協議いたしてまいりたい、このように思っております。

○秦豊君 佐々木長官、お待たせをしたわけですが、あなたの方から先ほど提案理由の説明があつた問題に移りたいと思ひます。

佐々木長官に何う前に、あえて通産の皆さんから確かめたおきたいや重要な問題がありますので、それを確かめておいてから本論に移りたいと思ひます。

柴田課長に伺いますけれども、東北電力の女川原子力発電所ですが、電気事業法に基づく「電気工作物の設置及び事業の開始の義務」に関連をして伺いたいです。この設置の許可というのは、これは四十五年の十二月十日というふうな私どもの調査ではなつていますが、間違ひありませんか。

○説明員(柴田益男君) 先生おっしゃるとおり、四十五年の十二月十日でございます。

○秦豊君 この法律によると、許可の年限、期限というのは五十年間ですか。

○説明員(柴田益男君) さうでございます。

○秦豊君 そうすると、去る十二月の五日に、さうに五十四年の八月九日まで、これは言いかえれば四年八月月になると思ひますが、四年八月月許可を延長した事実がありますか。

○説明員(柴田益男君) 御説のとおり、四年八月月の延長を許可いたしました。

○秦豊君 この女川ですけれども、これまで三回も、一回、二回じゃなくて三回も運転開始時期を延期しているんです。私どもの調査ではそうなんですが、非常にこれは希有なことなんです。一回ぐらゐの原発はざらにあるんです。三回も延ばし延ばし延ばしてやっていると原発というのは非常に珍しい。そうなつて原因はどのように把握されておりますか。

○説明員(柴田益男君) 女川原子力発電所の運転時期の件でございますが、四十五年の十二月に第一回の許可がございまして、五年の期間を定めたわけでございますけれども、今回二回目の延長がございまして、対役所の関係、許可の段階では二回目の延長でございます。内部の検討の段階では、運転時期についてあるいは検討が行われたかもしれませんが、役所サイドの許可の関係につきましては今回二回目でございます。

今回延長の申請が出てまいりました理由について検討いたしましたところ、地元漁業組合の同意をまだ十分得ていない、今後折衝して近く得られる見通しであるということでございます。

延長を許可した次第でございます。

○秦豊君 大変気楽におっしゃつていますけれども、問題を含んでいるのです。電源開発促進法による電源開発調整審議会、いわゆる略称で電調整と呼ばれているようですが、その実績によりますと、いままでの原発というのは許可を出すときにはすでに漁業補償等については話し合ひがついていて、ついでにという事実を踏まえて許可するのです。そうなんです。いまあなた五十年間の期限が切れる、このときにも漁民の反対が熾烈なんです。現実に私どもの仲間が調べに行つたのだけれども、十二月七日のたしか日曜だったと思うが、その日にもあなた言われた三つの町にまたがる漁業協同組合の働く人々が数百人反対集会をしていくくらいなんです。反対運動というのはますます輪が広がつていくのです。手輕なものじゃないのです。電調整の実績では、私の申し上げたように補償が終わつていくものについて許可を出すのです。女川はその手続を踏んでいない。これは大変問題なんです。なぜ女川の場合に、行政行為としてはいかに不満足だという印象を私は持つてゐるが、どうなんですか。

○説明員(柴田益男君) 電調整での審査の基準なりあるいは当省でやっております電気事業法八条の認可の基準は、社会情勢に応じて変更してきてゐるわけでございます。四十五年当時におきましては、電調整あるいは電気事業法の八条の認可は、地元の官民あるいは地元の女川町あるいは牡鹿町の誘致決議あるいは原子力発電所を建設するための海象調査に対する漁業組合の同意、そういうことを念頭に置きまして電調整なり八条許可が行われたわけでございます。四十七年以降につきましては、地元の意向を十分尊重して、大勢が固まつたところで許可すべきだろうというふうな運用もきつてまいりました。現段階におきましては、計画が確実に実行されるということについての確証を得た場合にこれを認可することによっておるわけでございます。

本件につきましては、その後の報告によりますと、地元の四つの漁協のうち三つの漁協、女川漁業協同組合を除く三つの漁協につきましては同意の文書をとつておるようでございます。女川漁協につきましては、関係の地元の漁民の方の三分の二の同意を得ているということで、漁業権消滅についての一定規則上の要件を満たしておるということをお聞きしておりますので、それに従ひまして延長許可をいたしました次第でございます。

○秦豊君 それがおかしいのです。大体通産というのは企業側に甘いのはこれはもうあなたの方のくせなんです。抜きがたい牢固としたこれは弊風だと思ふのだけれども、五年たつていまだ三つの漁協の承諾書というのをとつた、それを認識したから延長を認めてやつた。五年たつてゐるのですよ、あなた。五年前に許可をすべきでなかったものを認めていたから今日このていたらくになつてゐる。そもそも原発については許可が大変甘いという、もう実にこれは生き生きした例なんです。

それでは伺いますけれども、いままで女川原発というのは、どんな工事が終わつてゐるんですか。

○説明員(柴田益男君) 工事の面につきましては、地元との同意が実質的に得られるまで工事を進めないということで、われわれは現在いずれの工事も行われていない、そのような報告を受けております。

○秦豊君 だから、つまりあなた方はすべて企業側の自己規制というか、自主管理というか、非常に企業側を信用し過ぎてゐるんだ。私どもの調査では送水管の工事は終わつていないんですよ、送水管ですよ。原子炉本体とかそんなのは全くお話にならない。そんなのは影も形もない。送水管というもののしか終わつていない。いままであなたの方の行政裁量の中では、許可の中では、いろいろな原発が工事が大体おくれるでしょう、周辺住民の反対が強いから。そうすると、既成事実で見切り発車しちゃうわけだ。ぱつと進めてにっちもさ

つちもいかなくなって通産省に泣きつく。あなた方は物わかりがいいから、企業に言われるとノーと言ったためしはかつて一度もない。そうして期限延長を認める、許可を延ばすというのがあなた方の姿勢なんです。それはゆっくりいままら議論しますけれども、期限延長の先例としてはどんなのがありますか、ほかの原発を引用してもらって。大体幾ばくかの工事が進んでいるものについて許可を与えてきたのが先例じゃないですか。女川みたいに送水管の工事が終わっていないだけ、まるで海とも山ともわからないようなものをさっとまた四年八月延ばすというようなケースは、これはかつてなかったんじゃないですか、どうなんですか。

○説明員(柴田益男君) 延長許可は数十件ございまして、個別の内容は十分承知しております。が、工事の進捗状況の有無にかかわらず延長の理由によってそれを許可をしてくれているところでございます。

○秦豊君 あのね、まあだんだんあなたの権限を越えるようなテーマになるかもしれませんけれども、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律というのがありますね。あなた方にとっては非常な基本法だと思いませんか。その第三十三条によりますと「内閣総理大臣は、原子炉設置者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内に原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、許可を取り消すことができる」と、こういう重大な事項があるんです。女川の場合はまさにそれに該当するわけであって、五年たつてようやく周辺漁民の承諾書がとれつつあるというが、それは一部のボスなんです。若者たち、中堅以下はなおかつ非常に激しい運動をやっているんですよ。あんなものをあなた方見せられて、ああそうすか、じゃ許可与えるからさあやらないか、青信号だとしても動きませんよ、実態は、それがいま現地の条件なんです。五年間だったら、あなた方が無作為にいうか、ずさんに許可を与えた。果

たせるかなわれわれが指摘したとおり五年たつても稼働はおろか送水管の工事が終わっていない。漁業補償の話は煮詰まっていけないですよ、課長。漁民の承諾書というのは一部のボスの者に政治的談合によってとったものにすぎない。あなた方のチェックは非常に甘いんです。非常に企業側に近づき過ぎているんです。私の読んだ第三十三条、これはまさに女川の場合はそれに該当するんじゃないか。もっと厳しいチェックをして、もっと厳密に立ち向かわなければならぬと僕は思うんですよ、この種の問題についてはどうなんですか。

○説明員(柴田益男君) 原子炉規制法の関係は科学技術庁さんの方でございますので、私の方からは差し控えていただきますが、現地の漁業組合との関係につきましては、先ほど申しましたように現地の四つの漁業協同組合のうち、寄磯、前網、鮫ノ浦、これにつきましては同意の仮の協定書を結んでおります。女川漁業協同組合につきましては、発電所が設置される地先の、地元の方の三分の二の同意を文書でとっておるということでございますので、間もなく現地の全員の同意が得られて工事が進み得るといふふうに判断したわけでございます。

○秦豊君 佐々木長官にこの点はぜひ確めておきたいんですが、私と通産省側とのやりとりはお聞きのとおりです。繰り返しません。しかし、女川原発の今度の許可延長については、私はもうお聞き取りのような立場と認識を持っています。したがって、明らかに第三十三条に抵触をする、むしろこの条項を発動するというような一種の取り決めにすることによって、政府側がいかに原子力行政に安全を重視しているかということと佐々木長官のお話はこの項でぜひとも何っておきたい、見解を。そう思います。

○政府委員(半澤治雄君) 御指摘のように、女川原発は四十五年の十二月に原子炉等規制法二十三条の内閣総理大臣の設置許可を行っておるわけ

でございますが、ただいま通産省の方から御説明がございましたように、現在まで建設工事がおこなれておりますのは、一部の漁協に反対があるために、同意を得て着工しようということでおこなってきたというふうに承知いたしているわけでございまして、その後、最近の状況でございますが、県当局等の指導もございまして、県あるいは女川町関係者等の話し合いの場が設けられるというふうにも聞いておりますので、私もこの設置許可を取り消す必要はないというふうに考えております。

○秦豊君 それでは質問を進めます。まず内閣の審議官——安仁屋さん、いらっしゃいますね。あなたに確めておきたいことが二、三あります。例の原子力行政懇談会なんですけれども、先日総評の酒井代表が辞任をいたしました。もちろん運営について重大な疑義と不満があったためであります。御存じのとおりです。それ以後の運営というのは一体どうなっているのか、働く者の目が行政懇談から欠け落ちたということについて、あなた方はやはり痛みを感じていると思う。運営がかなり障害を受けているんじゃないか、この点はどうか。

○説明員(安仁屋政彦君) 酒井委員の辞任の件について簡単に申し上げますと、十月九日に開かれた第十五回の会合の冒頭に、酒井委員は辞任を申し出られたわけでございます。その際、委員が言われた辞任の理由をいたしましては、まず第一に、この懇談会ではこれまで主として原子力行政機構が論議されているが、その間における政府の原子力行政を見ると反省の色が不十分であり、国民の不安は解消されていない。第二点として、したがって、自分がそういう懇談会に参加していることは、このような政府の姿勢に不満を持っている人たちの運動の障害となっている。そういう二つの理由を挙げて辞意を表明されたわけでございます。これに対して座長の有沢委員から、突然の辞任申し出があり驚いているが、直接その理由を説明されたことは結構であると、しか

しこの懇談会では、これから具体的に審議に入る段階でもございますので、できれば総評等の関係方面を説得しても残留してもらいたいと考えているが、どうしても御本人が辞任するということがあればやむを得ない、こういう趣旨の御発言があったわけでございます。こういった事態に對しまして、政府といたしましては、この懇談会におきましては広く国民各層の代表者を得て審議を進めたいという考えでございますので、有沢座長とも相談の上、できれば酒井委員御自身の同意が望ましいと、しかしどうしても困りようであれば、労働界の代表として引き続き後任委員を送っていただけるよう総評あるいは中立労連等、関係方面にもお願いしてまいりましたが、最終的には後任を得るということとはむずかしい事態になったわけでございます。

確かに先生おっしゃるとおり、この懇談会としましては、広い関係各界からの御意見がいただきたい、そういう趣旨でございますので、非常に酒井委員がやめられたことにつきましては残念だと考えておりますが、以上のような理由であきらめざるを得ないという事態になったわけでございまして、

で、労働界の代表としましては、電労連から出ておられます青木委員が現在入っておられますし、積極的に審議に参加していただいておりますし、まあ酒井委員からも辞任される前に自分の意見というものはこういうものであるということにつきましまして意見書というものをいただいておりますので、審議に当たりましてはこういってのも十分反映されるというふうに私も私としては考えております。

○秦豊君 以下は一括してお答えをいただきました。簡潔でいいですから、どなたまで行政懇談の話し合いは煮詰まっているのか、どのような反省を踏まえているのか、いづつごろまで行政懇談としての意見の取りまとめ、これは答申という言葉が妥当するかどうかよくわかりませんが、要するに意見書ですね、いづつ

をめどにされているのか、またどんな頻度で開いているのか、いまの焦点は何か、これをあわせてお答えいただきたい。

○説明員(安仁屋政彦) 三月に懇談会を始めましてから、現在までにすでに二十一回の懇談会を開いております。最初は、まず原子力行政の現状から入りまして委員の先生方に勉強をしていただきまして、その間自由討議等もございましたけれども、十月九日の第十五回の懇談会におきまして、それまでの懇談会の討議等を踏まえまして、有沢座長がたたき台と申しますか、今後の審議のたたき台として有沢私案というものをまとめられました。懇談会に出されたわけでございます。現在それをめぐりまして議論が重ねられておりますが、大きな点といたしましては、原子力委員会、現在は一つでございますが、有沢私案にもござい

ますが、これを二分しまして、開発と規制、大ざっぱに申しますと開発と規制というのは別の委員会で所掌された方がいいんじゃないかというような提案がございまして、さらには、現在基本設計の段階につきましては科学技術庁が安全規制についての審査を行いまして、事業段階に入りますと通産省、あるいは船政と申しますと運輸省という省庁が担当するようになっておりますが、そういったものを、原子力の性格と申しますか、そういったものにの応じまして一貫して規制する方がいいんじゃないかという御意見もございまして、その点につきまして活発な議論が行われているわけでございます。

で、この懇談会の見通しといたしましては、先ほど申し上げましたように、かなり密度の濃い懇談会を開催しております、精力的にやっておりますが、いま申し上げたような点につきましても、委員の皆様方の目指している方向が必ずしも一つではございませんで、まだかなり議論がされるんじゃないかという気がしております。また、現在までに重要な問題という認識はされておりますが、十分討議されておられません原子力行政についての地方公共団体のあり方、そういった点もござ

いますので、まだ少し時間がかかるのではないかと、しかし、当初予定しておりました発足から一年以内、それまでは行かずに、できるだけ早い機会に結論と申しますか、先生方の大筋の方向が示されるということをお私どもとしては期待している次第でございます。

○秦豊君 行政懇でですね、どんな反省を踏まえていまやっているのかという一番肝心な点が抜けています。補ってください。

○説明員(安仁屋政彦) やはり原子力開発を進めていく場合に一番問題になるのは国民の健康と安全を守ることである、その基本的な点に立脚しまして議論は進められておるわけでございます。

○秦豊君 佐々木長官、私と科技庁長官としての長官のお立場は、恐らく議論すればするほど平行線という苦い認識に到達すると思うんですよ。東と西ほどの隔たりがあるでしょう。私は、冒頭に私の原子力行政観というか、私の結論をじっくり述べますから、それについてあなたの結論を伺うておいてデテールに入りたいと思います。

私のこれは認識なんですけれども、日本の原子力行政には幾つかの特徴が明らかであります。まず、安全確保よりは開発推進に性急である。それから、基礎研究の積み重ねよりは、いとも安易な輸入とあるいは応用にもたれかかっている姿勢が目立ち過ぎる。それから三つ目の特徴としては、開発と規制というのは、これは二律背反でしよう、さつき審議官も言われたけれども、二律背反の上に十数年間あえてあぐらをかいてきた。さらに論点を拾えば、いわゆるこの原子力三原則に言われている「自主」、これはもう早くもついで去っている。または「民主」というものも、はなはだ私によれば怪しい、民主的ではない。「公開」、これはどうだ、三原則の。公開は、昭和四十八年の五月からできました原子力公開資料程度、あのようになちよこつとした機構をつくって、わが国の原子力行政は風通しがいいと、こんなに明るいんですよ、公開されていますよと、あれをショーウイン

ドーにしている。しかしそれはショーウインドーではない。アクセサリーにしかすぎない。こういうふうな姿勢が目立っていると思います。言うまでもないことですけれども、昭和三十年の例の原子力三法、原子力基本法、委員会設置法、総理府設置法の一部改正等々以来、そのときに一番肝心な中核をなすべく役割りを与えられた原子力委員会、これをどうするかがもう最大の眼目であり論点であったことは繰り返すまでもないと思ひます。また、いま現実の原子力行政が混乱をしている遠因もまたそこにある。あのときの処理は明らかに間違っていたという認識を私持っております。当初は、一時有力であつて現実に閣議の決定まで見ていたいわゆる行政委員会方式ですね、原子力委員会を行政委員会方式にすべきじゃないかということ、実は自民党の反対でつぶされたんですよ。これはもう歴史上の事実です。そして現在の諮問委員会形式に明らかに大幅に後退した。ここに現在の原子力行政が集約力がなくなつた。ここに現在の分散化傾向をとり、リーダーシップも見識も発揮できない一番大きな機構上の理由がそこにあると私は思う。そしてもう一つ、科学技術庁の長官がこの原子力委員長を兼ねていらつしやいますね。兼務制にした。このことは原子力委員会自体の独立性というか、あるいは独自性を著しく薄めたし、また現実の運営の中では専断のスタッフ、いわゆる事務局というのを持っていなんだから、科学技術庁の原子力局に勢いおんぶするのは当然の成り行きでしよう。したがって、この原子力委員会というのは、いまの行政の機構の中では、確かに総理大臣の諮問機関として位置づけられてはいる、しかしそれは本場に機構図の線がつながっているというだけであつて、実体性というか、実効性は何らないという認識を私は持っています。何らないか、ほとんどそれに当たらない。で、私自身の意見では、やっぱり強力で独立性を堅持した原子力委員会を創設しなかつたのは、やはり核開発先進国と日本との間にある技術的なギャップというか、そういうものについての

認識が甘かつた。事態を甘く見てかかつた。初めから核先進国への依存をのみ考えた結果ではないだろうか、こう思います。で、平和利用技術の自主的な開発などは、当初からなるほど唱えられてはいた。しかしそれは、かなり以上に実態としては自主開発、自主技術と言つたてればお題目にすぎなかつた。本格的には構想をしなかつたと言わざるを得ません。

特にこの科学技術庁長官が原子力委員長を兼務しているために、少なくとも数年先を見通した先見性、持続性あるいはこの計画全体の遂行、進行についての総合的な点検、安定した施策を保障する裏づけが乏しいわけです。なぜかと言いますと、科学技術庁長官というのは内閣改造のたびにどんどんかわつていく。念のために調べてみたら佐々木長官は実に二十三人目の長官ではないかと私の調査ではなります。だから、三十一年の宇田さんから始まつてわりと大物閣僚のなつたこともある。正力さんと三木さんとか。現総理、中曾根さんとか、あるいは佐藤榮作さんとか愛知さんとか、いろんな人、二階堂氏も島島氏もなつたことがある。しかし、少なくとも言い得ることは、もう実に頻繁なサイクルで長官のいすが受け継がれていく。したがって行政の一貫性が生まれにくい。持続的なチェックがおろそかにされている、こういう欠陥を露呈しています。現実には、あの「むつ」問題、これこそ日本の原子力行政欠陥の最大の象徴だと思ふんだけれども、「むつ」の問題の処理に当たりました森山長官の例に徴しまして、あの方はわずかに在任一年未満ですよ、一年です。一年の比較的理解度の少ない森山長官が拙速主義にはやつたということがどれほど問題をゆがめてしまつたかはかり知れません。強引な拙速主義が災いをした。一年しかポストを汚さないのに、いすに座つていないのに、強引に方向をねじ曲げたこの責任はきわめて大きいと言わざるを得ません。

もちろん兼務制については私は何も全面否定してはいるわけじゃないんですよ。なぜかといひますと、

認識が甘かつた。事態を甘く見てかかつた。初めから核先進国への依存をのみ考えた結果ではないだろうか、こう思います。で、平和利用技術の自主的な開発などは、当初からなるほど唱えられてはいた。しかしそれは、かなり以上に実態としては自主開発、自主技術と言つたてればお題目にすぎなかつた。本格的には構想をしなかつたと言わざるを得ません。

マイナスばかりじゃない。いわゆる私の申し上げた大物長官のときにはがばっと力を発揮して大蔵なんかを揺さぶって、そして人員や予算の獲得とか、あるいは政策目標の実現などの面では威力を発揮したケースも散見されます。まれにはあります。しかし、日本の原子力行政二十年、少なくとも二十年の歩みの中では、この原子力委員会の機構上の限界というものと弱体ぶりがいずれも問題になってきた。問題にされながら一向に改善されなかったという恐るべき実態があります。現在のこの原子力委員会の機構では、産業界の開発至上主義というか、前のめり、つま先立った実に不安定な姿勢、この独走を押しとどめることはできません。いまの原子力委員会の機構をどう、運営をどう変えてもそれはむなしだと思います。だから、私はこのあたりに原子力行政混乱、行き詰まりの大きな禍根があるというふうに認識をしておりますけれども、佐々木長官の御見解はいかがでしょう。

○国務大臣(佐々木義武君) ただいま御指摘になられました諸点は、そのものずばり、全部にわたって反省材料になっているわけでございまして、したがって、先ほど御指摘ございました有沢委員会は、そういう実態を踏まえましてたまたま行政改革の案をつくっているわけでございます。ただ、そういう際でございまして、私どもは批判される立場でございまして、自分の所見をこの際述べるのは大変僥越でもあり、また時宜にそぐわないものかと存じますけれども、しかし、せつかくの御質問でもございまして、相当激しい批判でもございまして、私自体から自分の所見をお述べしたいと思っております。決してこれが有沢委員会の意見でも何でも無いということをおくみ取りの上お聞き取り願いたいのですが、第一点は開発推進の性急問題でございまして、余りに開発に急になり過ぎたんじゃないか。この点は一つは当たっております。一つは当たらないと思っております。と申しますのは、二十年前私は初代の原子力局長をやっておりますので、当時の様子をよく知っております。

すが、当時から、日本の明治以来のこの種の産業の態度は、ややもすると外国から無批判に輸入して、そうして育てていったんじゃないか、今度は新しい技術で非常に人類史的な大きな意味を持つて、ひとつ今度こそは基礎からしっかり築いていこうじゃないかというので、当時、湯川あるいは藤岡というふうな、日本では、あるいは世界的な原子物理の大家の人が委員になっておりましたから、特にそういう主張が激しかった。ですから、御承知と思えますけれども、初期の段階では基礎研究の面に非常に力を入れたことは御承知のとおりかと存じます。

しかし、その後軽水炉が出てまいりまして、これが実用になるのだと、ペイするのだといったようなことから、従来の古い、何と申しますか、日本の慣習と申しますか、そういう面がまたやはり出てまいりまして、そして軽水炉の安全性に対する基礎的な研究を十分しないで日本に輸入したというこの事実私は否めないのじゃないかと思えます。ただ、現在ではもうございましてかと言います。また、現在ではもう軽水炉の安全という解釈もいろいろございまして、しかし、これに關しましては原子力研究所あるいは電力会社あるいはメーカー、官庁名で言いますと、通産省ももちろんのこと、原子力委員会も、わが科学技術庁、全部総力を挙げてこの三年くらい前からこの問題に実は真剣に取り組んでおります。私は、いまもう重大事故というものは起こり得ないということとは明瞭でございまして、しかし、そうじゃなく、小さい故障みたいなものは起きていくわけですから、そういうものすらあつてはやはり国民の信頼をつなぐゆえんではございせんので、そういうふうなものも根絶しようというので、ただいま、いま申しましたような総力を挙げて検討中でございまして。大変遅まきじゃないかというおしかりをこうむるのは、これは甘んじて受けなければいかぬと思えますけれども、しかし、そういう点はないように一生懸命たまたま検討中だとい

うことを御理解いただきたいと思えます。それから、基礎研究と応用の問題は、ただいまお話ししたので大体ダブつておると思えますので、そのことは回答は省きたいと思えます。

それから三番目の、開発と規制を分離しろ、開発をしておる機関が規制もあわせてやるということとはけしからぬじゃないか、ややもすれば開発に急の余り安全規制の方を犠牲にするんじゃないかと、こういう議論がございまして、御承知のように、アメリカはことしから規制委員会一本に変えまして原子力委員会というものは廃止した。日本も同じような状況にございまして、海外の状況とも合わせまして、この際、苦い経験を反省しながら開発と規制を分離したらどうだろうと、この意見は確かに傾聴に値する問題でございまして、現実の面から言いますとそうした方が理論としてはすっきりすると思えます。ただ、そこに一つ問題がございまして、原子炉、原子力の開発というのは何ぞやと言いますと、いろいろな、熱効率のエンジニアリングを上げるという問題がござい

ます。取り出すための。ございまして、原子炉の一番の特性というのは、いかに安全であるかというのを確保するのが原子炉の実態でございまして、したがって、小さい故障が大きい事故につながるようなあらゆる近代操作を独立的に、しかも、それもまた一切そういう大きい事故につながるようなものというのでやっていると、実は原子炉でございまして、したがって、開発とこのこと自体が実は規制につながる問題でございまして、研究開発を抜きにしてただ規制しろと、検査、監査を厳重にするというだけでは問題が片づかないのでありまして、問題はむしろ、検査、監査の問題もありますけれども、その根底にあるヘッドウェアとしての原子炉自体をいかに安全につくるかという、そのことが根本でございまして、したがって、開発と規制というものを切り離して考えるのは大変当を得ない問題じゃないかろうかと。アメリカでも現状はああいふうに分析してみましたが、やはりその問題がひっかか

つてきて、大変実はその後苦しんでいるようにも聞いております。したがって、単純に開発と規制は一緒に混在さしてはいかぬというその議論は、そのまま原子力に当てはまるかと思えます。これはなかなか議論のあるところだと思えます。したがって、いまもう一点をせつかく踏まえて有沢機関で検討していると思えます。単に行政機構の継ぎはぎといいますか、の問題でなくて、そこにそういう大きな問題がございまして、そういう点を踏まえまして私はいろいろ検討してみなきゃならぬかと思えます。

それから三原則でございまして、これは「自主」の問題は、冒頭の説明に申し上げましたように、あくまでもわが国では自分の力で開発したいというのが当初から念願でありまして、したがって、ただいまファーストブリーダーとかあるいは核融合とかあるいはATRとかいったような、新しい進歩した技術の面からは自分で開発をし、したがって基礎研究からあるいは原型炉、応用炉まで、ずっと一貫して自分の力でいまやっているわけでもございまして、そういう点では私は決して自主の精神にいまの日本の原子力開発というものは反していないというふうには実は考えております。ただ、たまたま、いまの軽水炉の問題では、経済的に必ずしもそう言われぬような一つの段階があったというところは、これは否めない事実であらうと思えます。基本的な方針あるいは方向は、自主開発という線を決してゆがめていないと私は考えております。

それから「民主」の問題でございまして、けれども、民主は、私どものあの基本法をつくるときの解釈では、むしろ従来の官庁的な行き方ではなくて、広く学界あるいは民間等の知識経験も加味して、そして開発行政を進め得た、あるいは規制行政を進め得たというところに民主の意義があつた、したがって、原子力委員会の生まれた根本はこの原則から私は生きていこうと思えます。したがって、原子力委員会が基本法の精神を受けてできたものでありまして、御承知のように、これはもうほ

とんだ全員と言つてもいいほど、いま申しましたように民間の皆さんが、日本でこれぞと思う大家の人がお集まりになって、そして役所の方ではまだ経験者がおらなかったわけですから、それを指導して今日の段階まできたというふうに見られま

すので、その原子力委員会の現状が強いのか弱いのかといったような問題は別にいたしまして、精神は私は崩れていないというふうには考えております。

それから、最後のこの「公開」でございますけれども、公開は、御承知のように大変これが一番実はここで言っている本題でございます。ですから、この問題に関しては、研究成果の公開であつて、研究の課程のもので公開するというのはこれまたおかしい話で、それから、あるいは商業機密まで侵してこれを公開するということになり

ますと、これは特許法その他、何のことかわかりませんから、こういう点はやはりこの範囲からは逸脱しますよと、こういうふうにしております。主として、この公開の原則がどうしてできたかという根本は、軍事転用を公開という面で監視しようじゃないかという、いわば平和担保の一つの原則でなからうかと私は解決しております。したがつてこの面も、決していますまでの原子力行政はそれを逸脱しておつたといふことは言えないんじゃないかならうかと思つております。

それから最後の、原子力委員会をなぜ行政委員会にしないか、これはごもつともな議論で、いまでもこの議論が繰り返してあるわけでございます。これはアメリカのような原子力委員会にすれば一番よろしいとございます。しかし、当時私の記憶では、私は第一回の海外原子力調査団に加わりまして、主としてこういう行政機構あるいは財政等というふうな運用しているか調べてきたものでございますから、いま記憶をたどつてみますと、日本ではまず一番この原子力委員会を行政委員会にするときに困難なのは、この民主という原則を生かそうとすれば、日本の一番の学界なり財界の大家を呼んでこなければいかぬ。

たとえば石川一郎さんなんて初期の委員ですけれども、経団連の会長だったわけですから日本の一番のファーストですね、事業家としては。そういう人を呼んできたわけですから。ところが、当時の給与規程というものは全然これは官吏は安くて、いまは皆さんのおかげで大変よくなりましたけれども、その該当する給与などをやつたて来ないんですよ、これは。それからまた、専門に行政委員会となりますと、やっぱり専属の委員が多

くならなくてはいかぬという立場にございまして、そうしますと、いい人であればあるほどそれに専門にかかるといふわけにはいかぬという、そういう点もございましてなかなか実は難渋いたしました。しからば、単なる総理の諮問機関でよろしいかという、それもおかしいということ、いろいろあるんばいいまして、あの規定にありますが、実は性格は形式的にはあくまでも諮問機関であるけれども、実質的には行政機関的な性格を持ち得るよう、言うなれば権力よりは權威をうんと持たすべきだといふふうにして、權威を持つてこの機関が言うのであれば、たとえ諮問機関であっても実質的には政府の各行政機関を納得させ得るんじゃないかといふうな実は仕組みにしてあるつもりでございまして。

それから、委員長が長官を兼ねるというのはいかしくないか。これも非常に議論のあるところで、いま有沢機関で議論していると思ひます。ただ、私の解釈では、御承知のように憲法は内閣責任制をとつておりますから、内閣にあらざる人が決議をし決めて、内閣各行政府を拘束するといふことは、これはまことに二重行政になりますので、いろいろ過去に苦い経験を踏んだことがございまして。したがつて、その弊を避けるとすれば、あるいはまた原子力委員会の決議して決めたことを各省に行政的に拘束力を持たせようとするば、持たさなければまた意味がないわけでございますから、持たせようとするば、やはり閣僚の一員である大臣がその長になって、そして閣議でそれを決めまして各省の行政機構を拘束するといふの

がいまの憲法上のたてまえからいってよろしいんじゃないかといふことで、実は委員長を長官にしたという経過があるように記憶してございます。スタッフの充実の件でございましてけれども、これは御承知のように、後で御審議いただくかと思ひますが、今度の安全局をつくった場合にはそういう点も加味して、内容を強化、充実するといふのも、責任の明確化と同時にわれわれに課された問題でございまして、その点も兼ねまして過去を反省しつつ内容を充実したいといふつもりでございまして。

○秦豊君 ちよつと私自身の観点を交えて、原子力行政の欠陥度というのを見てみたいと思ふんですが、やっぱり、いまの長官のおっしゃり方はそれなりに何っておきましたけれども、日本の原子力開発研究行政というものに、私は依然としてやはり大きな欠陥、限界があると。それをこう考えてみたいんですけれどもね、私なりに。そうしますと、いろいろな機能ですね、いろいろな目標、目的の言いかえてもいいですけども、こういうものが私自身の見方ではいたずらに分散、分離されたことにその大きな原因がありはしないか。たとえてみますと、ずらりと羅列すると時間がかかるけれども、日本原子力船開発事業団、これがあるかと思へば放射線医学総合研究所があるし、それから四十二年に動燃の方に行つてしまつたけれども原子燃料公社をつくつたことも。動力炉・核燃料開発事業団、核物質管理センター、それで今度は日本原子力研究所等々、いろんなものが次々につくられてきた。しかし、それは一元化されたもので集中されたものであり、総合されたものじゃなくて、ばらばらに散らばされて分散化したと、これは一体いかなる判断に基づいたのか、これが一番よくわからない点です。

それから、いまの体制では各種の研究開発組織というのはおたくの原子力局の管轄に置かれていますね、機構上びしと線が垂直に下がつてゐるわけだ。ところが、原子力委員会の方とのつながりといふのは、こう線が曲がつてやや間接的とい

うか、有機的なつながりが欠け落ちてはいないかと、これによる矛盾や障害といふのは原子力行政上のやっばり一つの問題点ではないかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(佐々木義武君) いろいろな機関をつくつて責任が分散しておるじゃないかといふ御指摘でございまして、その点も私は全部あなたの御指摘が正しいとは言へませんが、また間違つていふことも言へないといふふうには感じます。本来であれば、やはりいまの原子力局などは二十年たちますから、もつとも内容が充実して、そうしていまの御批判に耐え得るような体制を整えるのが私は先決ではなかつたかと思ひます。しかし、御承知のように、なかなかいまの人員をふやす、機構を整備するといふのは至難のわざでございまして、したがつて、責任ある体制を行政機関でとるのも一つの道でありますけれども、しかし、それを監督さしていけば、まず行政機関でなくともその業務は遂行できるんじゃないかとか、またその方が研究等じっくりやれる面を加味すればかえつて妥当じゃないかと思ふようなものは、おっしゃるようないろいろな機関をつくりましてそれにお任せしたわけでございますけれども、さつきお話のありました原子力研究所あるいは燃料公社、これは動燃になつて変わつておりますけれども、それから放射線医学研究所、こういう面は、これはむしろ官庁よりは独自の機関でやつた方がその使命を達成するのによからうと。事業団も、特殊なやっばり初期の実験船の段階でございまして、事業団という形式でこれをつくつたらいいんじゃないか。それから管理センターでございましてけれども、これはいろいろな核物質等の管理をするのにいろいろな問題がございまして、役所だけで手の届かぬ部分もございまして、そういう民間の機関にひとつ原子力に詳しい人たちに参画していただいて、そうして管理していただいていいんじゃないかといふことでつくつたものでございまして、お話しのように、やはり私は原子力局と

いうものが日本の原子力行政の中心であるとするれば、行政として充実する面はもっとも充実に達したんじゃないか。二十年の科学技術庁で、私が局長をやったところからそれほど大きい機関にもなっておりませんで、というような実は感じがありました。

それから、二番目の原子力局と委員会の問題でございますが、これは私自身が原子力委員長でございまして、原子力局はまた科学技術庁に属する部局でございますから、両面から監視、監督、指揮できるわけでございますが、しかし、技術庁長官としての、行政府本来の、いわゆる民主的な運営する行政府としての監督と、やはり民主的に運営する面の委員会の事務局としての原子力局に対する扱いというものは、おのずから私は違うものじゃないかろうかと。まあ端的に言えば、原子力委員会は科学技術庁原子力局がたまたまその事務局でありますけれども、さばばといて、通産の原子力関係の行政、あるいは各省でやっている原子力行政に対して全然ノータッチかというところというわけにはいきません。それはやはり、事務局は科学技術庁にありますが、各機関は各省にまたがっております。そしてそれを統轄するというふうには御理解いただけると大変ありがたいと思っております。

○秦豊君 昭和四十二年の十月に新設されました動力炉・核燃料開発事業団、これについて何っておきたいのですが、この現状と将来ですね、当初の目標どおりこの自主開発については手ごたえのある展望が開けつつあるのかどうか、あるいはいろいろやってみて、やろうとしてみたところ、かどうもやはり確信がゆらいで、またたけ核先進国からの技術導入の方向をもうすでに模索しているのか、あるいは自主開発可能とすればいいところが目途になっているのか、これはどうなんですか。

○国務大臣(佐々木義武君) 動力炉・核燃料開発事業団の使命は二つございまして、一つは新型の技術的に進んだ、あるいはブルトニウム、天然ウ

ラン等、いわば国産資源的なものを使用できる、そういう炉を開発しようという使命と、もう一つは、燃料の処理と申しますか、再処理とかあるいは濃縮ウランとかあるいは廃棄物の処理とかいってような、いわば燃料サイクルの責任箇所としてそれをどういうふうに行っていくか、二つの任務があると思っております。

前者に関しては、ただいまの段階では、先ほど申しましたようにATRにいたしまして、あるいはファーストブリーダーにいたしまして、決して海外からたまたまの段階で技術を導入するとか何とかいって予定はございません。後者に關しましては、これはなかなか範囲も広ございまして、それから物によっては民間に任じたいというふうな問題でございまして、非常にむずかしい問題でございまして、まあ一生懸命海外のウランの開発をしたり、あるいは濃縮ウランの処理に關して海外の機関とどういうふうな共同操作をとるかといったような問題とか、あるいは御承知のように再処理、ただいま非常に問題になっております使用済み燃料からブルトニウムを取り出す、そういうものをたまたま実験中でございますので、こういう点を将来どうするかといったような問題に対しては、この動力の役割りというものは非常に大きいものでございまして、まあ極端に言えば原子力開発の一番の心臓部と言っても差し支えなからうというふうな考えを申しております、お説のように、海外の技術を単に植えつけてというのじゃなくて、みずから開発して日本の資源賦存状況と申しますか、そういうもの等に合う型のものをたまたま進めつつあるというふうには御理解いただければ大変ありがたいと思っております。

○秦豊君 では、めどは具体的には明言できる段階じゃないと、まだまだ漠然もこととしているというふうには理解せざるを得ないわけですね。

○国務大臣(佐々木義武君) 少なくともATRと

ファーストブリーダーに關しましては、実力でたまたまやっております、よそのものを輸入しようというふうな考えはございません。

○秦豊君 理事からの御連絡では、正十二時に一たん打ち切るといふことを言われておりますので、次の質問に移るとまがりますので、一応これでとめて、午後は原子力船「むつ」の問題等について科技庁長官はか皆さんに伺いたいと思っております。

○委員長(加藤武徳君) ちょっとと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) それでは速記を起として午前中の質疑はこの程度にいたしまして、暫時休憩を、午後一時から再開いたします。

正午休憩

午後一時四十分開会

○委員長(加藤武徳君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○秦豊君 それでは、午前中に続きまして科技庁長官にちょっと幾つかの具体的な点について持ち時間いっぱい伺ってみたいと、こう思います。

午前中、会議の冒頭で長官が朗読された提案理由の説明の中に「その安全性については、必ずしも国民から万全の信頼を得ているとは言いがたい状況にあります」ということを、きわめて素直に表明されております。その場合、長官の言われた安全性とはどの点をお指しになっているのか。もう一つは、万全の信頼を得ていないという素直な自己批判というのは結構だけれども、そうなっている理由をどうお考えなのか、それを伺っておきたい。

○国務大臣(佐々木義武君) 安全に対する解釈で

すけれども、軍事的な面の安全という面もありまして、あるいは平和利用そのものにおける安全、そういう問題もございまして、主として私はいま国民が心配しておられるのは、前者の方はもうそういうことはないわけでございまして、後者の平和利用における安全性の問題はなからうかと思っております。で、その平和利用の安全の場合に、これらいろいろ国民の中にはまだ理解のできない点がございます。一つは、一番プリミティブな点は、爆弾のように原子炉というものは破裂したりするんじゃないかというふうな素朴な疑問を持っておられる方もございまして、こういう点はしかし大分解消いたしました。むしろ原子炉の重大事故あるいは仮想事故と申すような、原子炉以外の住民、第三者、あるいは環境を汚染するような、そういう事故がやはりはないかという心配が一つ。それからもう一つは故障です。そういう重大事故までいかない前に放射線が出たといったような故障を事故と考える方もおる。そこで普通考えておられるのは、そういう単なる故障、機械の故障であって、炉をとめて修理すれば直る、当然まあ何の機械でも欠陥と云うのはあるような、そういうものが非常に多い。非常にと言っちゃおかしいけれども、そういう故障がわりあいにあるわけですから、それに対して、それを理解しておれば、まあ余り心配せぬでもないと思えますけれども、どうもしかし、それと第二段目に申しました重大事故とが同じようなものじゃないかというふうな、まあ理解の不足と申しますか、そういうような点があるやに考えられます。これはいまの少なくとも軽水炉に關しては理解が違ふ、そういう重大事故とか仮想事故というものはほとんど何億分の一というふうな確率で、ほとんどない、あり得ないと思える。しかし、故障はいま日本でも動いている発電炉はしばしば起こりますので修理、点検をしているわけですが、それに対して、しからばただ故障が起きた、それは何でもないことじゃないかと言えなくない、私はそうは思いませんので、やっぱり国民から見ますれば、これは信頼に

対する一つのマイナスになるわけでございますから、故障というのはやっぱりないようにして、そして信頼度をつなぐというのが万全の策でございますから、ただいまの段階では、むしろ故障を起こさないような、たとえば材質をどうするかあるいは継ぎ目をどうするか、あるいは中に入れる薬品の性質を従来より変えるとかいったような、そういう問題が一番実質は重要になっております。万全の信頼という点は、私どもも大ざっぱに話せばそういうことじゃなかろうかと。人によってはもう爆発するんじゃないかという危険を感じる人もいますし、うんと理解した人は、もうむしろ故障を直せばいいじゃないかという大變理解を持った方もございまして、そういった点を国民の皆様によく理解させるためには、私ども努力をしておりますけれども、やっぱり相当時間がかかるんじゃないかというふうには考えております。

○秦豊君 原子力行政懇談会ですね、午前中も触れましたけれども、これは言うまでもなくあなた方は努力をなすっているけれども、まだまだ十全ではない、足りない。これは国民の側に責任があるんじゃないかと思ふところに責任が主體的に存する、こう言うべきだと思ふんですけれども、したがって基本的なあり方をもっと考え直さうじゃないかと、やや立ちどまって原子力行政を振り返らうと、これが趣旨です。

そこで、私は具体的な、きわめてまた象徴的な問題として原子力船「むつ」の問題に入っていきたいと思ふのです。「むつ」は何を象徴しているか、日本の原子力行政のいわゆる至らなさ、欠陥、これを象徴ではなくて具象していると思ふ。そこで具体的なことなんですけれども、いわゆる大山報告書というのがございまして、あれについては言うまでもなく科技庁は被告的な追及を受けている当事者だから言い方はわかったようなものだけれども、大山報告書を引用しながら長官の回答を得ておきたい。

が、遮蔽設計の専門家と評価された人はいなかった」と、こういう指摘があるし、「したがって、審査の実態についても、申請された原子炉の安全性について、申請者側の計算を再計算によって確認することなどは事実上困難であり、事実上困難であり、いかなる高名で多忙な学者、研究者にこのような実務的な作業を委ねること自体に無理があると言わざるを得ない。」さらに「この結果、審査内容は往々にして、結果に対する責任と役割の限界をあいまいにしたまま、無難な結論が採用される恐れがある。そこで、この審査と現実的な設計との間には、工学的・技術的空け（ギャップ）の存在する可能性が考えられる。」非常にこう抑えた筆致で淡々と述べていますけれども、私がいま引用した大山報告書のこの指摘、これは一体長官の価値観の中で、判断基準の中では、いまの指摘は当を得ているのかあるいは全く的外れなのか、傾聴する値もないのか、無視していいものなのか、それともずばつと問題点を指摘したものなのか、謙虚に聞くべきか、この辺はどういうふう

に受けとめていらっしゃるんですか。

○政府委員（生田豊朗君） ただいま先生の御質問になりました大山委員会報告書の三十二ページのところでございまして、これは改めて申し上げるまでもございせんが、安全審査のやり方で安全審査をやっているかという点に触れた問題でございまして、この報告書は「むつ」の安全審査を対象に取り上げておりますが、ただいま先生が御指摘になりました点は必ずしも「むつ」だけではございせん。安全審査全般につきましても問題点であらうと考えております。したがって、全般的問題としてお答えさせていただきますと思ひますが、この点についてどういう印象かというお尋ねでございまして、率直に申し上げます、私はある程度核心をついていると思ひますけれども、必ずしもこのとおりではないというように考えております。核心をついていると申しますのは、この安全審査のやり方でございまして、この

「高名で多忙な学者」云々というように指摘もございまして、いわば大学あるいは研究所に在籍しております専門家の力をかりまして安全審査をやっていく点が非常に多いと思ひます。これはなぜかと申しますと、従来、原子炉を初めていたしまして原子力の関係施設にかなり研究開発的な段階が多かったためにこの専門家の知識をかりる点が多かった、必要であつたという点が一点でございまして、それからもう一点は、現在の官庁におきまして、その原子力といふいわば一番先端的な科学に属します分野の専門家を急速に整備することになり困難さがあるという点もございまして、この二点から、現在でもなお科技庁の安全審査におきまして、あるいは通産省の審査あるいは検査におきまして、学者、専門家の協力を得ている点が多くなっております。で、これを現在審査をいたしております原子力行政懇談会におきましては、先般有沢先生がお書きになりました有沢私案におきまして、いわゆるダブルチェックの形に将来切りかえるべきであるという御指摘がございまして、これはどういふことかと申しますと、まず行政庁におきまして単独で安全審査を行う、その審査結果報告書を有沢私案におきまして原子力規制委員会におきましてダブルチェックをするという、そのダブルチェックを行うことによつてさらに信頼性を高めるといふ御提案がございまして、私も将来の方向としてこのダブルチェックに持っていくことがぜひ必要だといふふうに考えておりますので、最近数年間、鋭意専門官の充実を図っております、最近二年間ほどで原子力局の安全審査を担当します専門官の数が七、八倍にふえております。今後とも増員する予定でございまして、通産省におきましても同様でございます。専門官の増員をいたしておりますので、段階的にこのダブルチェックに近づけていくということによりまして、この大山委員会の報告あるいは先生

の御質問に對しましてこたえていくという体制を現在準備しているわけでございます。

もう一点は、その遮蔽の専門家がなかったのではないかと、これは御質問でございまして、これは私も必ずしもそう考えないわけでございまして、この安全審査におきまして基本設計の段階におきましては、この遮蔽の専門家というものは必ずしもおりませんでも安全審査の結果として十分であると考へておりますし、むしろ今回放射線漏れを起こしました具体的な遮蔽の問題におきましては、原子炉のはかの部分の構造との関連が非常に密接でございまして、むしろ詳細設計以降の段階で遮蔽の問題が出てきた。で、事実その詳細設計以降の段階におきまして遮蔽が不十分であつたために放射線漏れを起こしたというふう

に考へておりますので、以上総括いたしますと、この大山委員会の指摘は、確かに私もいたしまして傾聴に値する点も多うございまして、必ずしもこのとおりではないと、かように考へております。

○秦豊君 まあ原子力局長や長官はそういう日本語でしか私に對應しない、それはそういう立場なんだからね。だけれども、専門家が果たしてこの安全審査をどう見ているかという具体的な指摘がありますのでひとつ引用したいのだけれども、つまり伏見康治さんですね、言うまでもなく原子力学会の会長でもあるし、第一、原子力安全審査のメンバーです。つまり直接関係者です。この伏見さんがどう言っているか、つい先月「現代化学」という雑誌に所見を発表された。興味があったから引いてみますと、この安全審査に関連してです、自分で技術的に検討できる人員を持っていない、原子力コードを理解する人員にも欠けていた、今回の放射線のストリーミングなどは中性子物理学を知っている立場から言えばまあ常識です、事業団には中性子物理学の常識を持っていない人がいない。こういうふうな、あなた方にしてみればかんにさわつてむきになりそうなんです。とした意見を提示しているわけですよ。私は何も、こういう意見がたまに一つ、二つあるから安全審査が疑惑の目を持って見られているというふうな即断とは結びつけない。結びつけないけれ

ども、いまや科学界では定評なんです。日本の安全審査がいかにずさんかということについては定評なんです。第三者の目は覚めている。したがって、私たちは安全審査のありよう自体を基本的に考え直すべきではないか、謙虚に顧みるべきではないかと、こういう立場に立つわけです。

で、安全審査の現状には必ずしもあなた方は満足していないでしょう。だからこそ、さまざまな行政態とかあるいは有沢私案待ちという状態があるわけです。私は「むつ」の問題に関して言えば、内閣総理大臣のこれは許可になっているのです。ね。総理の許可の前提になっている安全審査会の審査が十全でない、危なっかしいと、こういう認識をめぐえませんが、これはこの問題だけについてあと何時間やっても恐らくそうでしょう。結末は見えてくる。だから私は、「むつ」というあれが船であるか何であるか、法的にはかなりあいまいな存在だと思ふけれども、「むつ」に対する許可です。この許可そのものが私、効力に疑いを持たざるを得ない。十全な審査ではなかった、不十分な審査から生まれたオーケーの結論は、したがって不適法だと、こういう認識を持っている。したがって、私は「むつ」の許可そのものについて適法性を否定する。再検討する、頭をさます、こういうことがこの問題の基本点ではないかと思うのだがどうですか。

○政府委員(生田豊朗君) ただいま御指摘の点でございますけれども、私も考えておりますのは、安全審査が不十分であったということではございませぬ、この大山委員会の報告書あるいはその後の国会での御質問に御答えいたしましたことでも申し上げている次第でございますが、いわゆる狭い意味の安全審査、すなわち原子力委員会及び科学技術庁の行います狭い意味の安全審査と、その後の詳細設計の審査あるいは工事検査に至りますその間に実は連続性に不十分な点があったという点が私どもの認識でございます。したがって、ただいま先生が御指摘になりましたように、私どもは安全審査が不十分であったとも考

えませぬし、安全審査が不十分であったから原子炉の設計許可を取り消すのが妥当であるというようにも考えないわけでございます。むしろ問題点といたしまして、現在有沢先生が座長をしておられます原子力行政懇談会でもこの安全審査のやり方が問題の中心になっておりますが、そこでたびたびこの安全審査の一貫性を維持すべきだという問題が提起されて、いまそういう方向に結論がまとまろうとしているわけでございましてけれども、これはまさにこの「むつ」の経験から出たものでございまして、この基本設計の安全審査と、それ以降の審査、検査の段階とにまさにギャップが生じまして、ギャップが生じるようなことでございまして、先生御指摘のように広い意味の安全審査全体として問題が出るわけでございまして。その点を今後改めるべきだというふうに考えております。その点が私どもの考え方でございます。

○秦豊君 そうおっしゃるなら、やっぱり少しごりごりと、あなた方が厳守しなければならぬ法を踏まえながら少しごりごりあなたに聞いてみたいと思う。

つまり、日本原子力船開発事業団に関する一連の法律がありますね、これを踏まえまして、そうしますと、これについても大山さんの報告書はたええ、こう言っているんですよ。四十二ページなだけども「事業団の原子力船開発に関する技術能力については、自ら主体的に開発するのではなく、協力を得てまわるといふ方向にあり、人事もそのような線で行われたことにも今回の問題の遠因を求めることができ、これが一つ重要な点です、実は。しっかり聞いてもらいたいんですが、それから、その次に五十四ページのところを見ると「事業団の開発責任者としての在り方に問題がある。」「あたかも事務処理機関のようにも見える形で発足した問題の根源があったと考えざるを得ない。」、この私が引用した二つの指摘は大変重要である。なぜならば、この事業団の能力が事務処理機関のように見える形で発足をした、見切り発車をしたり、それから、みずから主

体的に開発するんじゃないかと協力を得てまわるといふ存在であるならば、法律上非常に疑義があるんじゃないかという基本的な問題を提示します。なぜならば、この原子炉規制法の二十四条をちょっと見ていただきたい。二十四条一項の三号です。これには内閣総理大臣が許可を与える基準というのをちゃんと明記しているでしょう。つまり、「その者に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び整理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。」、こう明記しているじゃないですか。ところが、事業団はことごとくこの踏まえるべき最も基本的な資格を満たしていない。これはあなた方みずからがどんなに強弁しようとも、事業団というのとは大山報告という一種の専門家の報告としてずばっとそれを指摘しているんですよ。それならば、原子炉規制法二十四条一項に明白に、正面から違反をするというふうになっているんじゃないですか、どうなんですか、これは。

○政府委員(生田豊朗君) ただいまの点でございましてけれども、この二十四条には確かに先生御指摘のような規定がございまして。ただ、この規定を先生がただいま御指摘になりましたような読み方をいたしますと、電力会社が発電用の原子炉を設置いたします場合、これは電力会社といたしまして当然のことでございますけれども、原子炉を設計し、あるいは原子炉を製作するという能力がないわけでございます。ある電力会社がある型の原子炉を設置しようとする場合には、もちろん電力会社で炉そのものの種類あるいは容量その他を検討いたしますけれども、その発注は原子炉メーカーにしますけれども、その発注を受けました原子炉メーカーが製作し、据えつけるということでございます。これと、この原子力船事業団のこの原子炉——船用原子炉の場合と私は同じだと考えるわけでございまして、確かに原子炉の設置者は原子力船事業団でございますけれども、原子炉のメーカーは三菱原子力工業と三菱重工でございます。この点は電力会社と同じ関係でござ

いますので、私はこの二十四条の規定に違反するとは考えないわけでございますが、ただ、この大山委員会の報告書におきましてただいま先生御指摘の二点が書いてございまして、確かに全く間違っていないと私も考えております。どこが違つてますか、たかというのを申し上げますと、これは原子力船開発事業団と原子炉の設計者及び製作者でございまして三菱原子力工業及び三菱重工、その間の技術情報の交換あるいは全体の設計思想の統一、そういうような連絡調整の体制が必ずしも十分ではなかったのではなからうかというふうに考えております。この点は私どもの認識でございまして、そういう限りにおきましてこの大山委員会の報告書は確かに的を射たものであろう、かように考えております。

○秦豊君 それではこういう点はどうなんですか。そうおっしゃるならば、事業団の技術的能力、一番基本、肝心かなめですね。これは「むつ」の事故以来どんなふう具体的に「願望」じゃないのですよ、目標じゃないんですよ、具体的にどうチェックされ、どう改められているのか。もしも、何らか改善の跡がないというならば、事業団が行おうとしている遮蔽設計の変更姿勢、あるいはいま盛んに佐世保をねらっているようだが、あるいはその他の地点かもしれない、同時並行にうかがっているかもしれない、そういう審査において、依然として私が踏まえる二十四条第一項三号というの満たされないうことになりまして、どうなんですか。

○政府委員(生田豊朗君) その点につきまして、先生御承知のように、この「むつ」の事件が起きました後におきまして、原子力船開発事業団の首脳部の人事を刷新いたしました。理事長以下全員の入替えをしたわけでございまして。特に、問題の技術の点につきましては、専門家を二人担当の理事として導入いたしました。そのうちの一名は原子力研究所の原子炉安全研究を担当いたしました。原子力船開発事業団の原子炉担当の理事にな

っていただきました。それからもう一人は、石川島播磨重工におきまして船体の安全問題あるいは船体の改修の専門家としておりました方を、これもお願いをいたしまして原子力船開発事業団の理事になっていただきました。あとその他理事以下陣容も一新したわけでございますが、ただいま御指摘の技術陣につきましては、そういうことでまず理事の格段の充実をいたしましたし、それに伴いまして、部長クラス以下のスタッフにつきましても広く人材を集めまして格段に強化いたしております。

○秦豊君 ちよっとお願いですがね。持ち時間が大変急迫しつつあるので、懇切は大歓迎だが、簡潔というポイントもお忘れにならないように。

次に、遮蔽設計の変更の問題です。皆さんのかわりのむつ放射線しゃへい技術検討委員会、これ結論はどうなったんですか。

○政府委員(生田豊朗君) 十一月二十五日に第一次報告という報告が出ております。で、それによりまして原子力船事業団のつくりました総点検、改修計画は妥当であり、安全に点検改修ができるという、かような結論になっております。

○秦豊君 この遮蔽設計の変更をするんだったら、これは二十三条二項五号、二十六条だつたら一項ですね、これで変更申請と許可をしなきゃならぬでしょう。そうすると、審査、それから許可、この見通しなだけども、二、三年ぐらいはかかるんじゃないですか。

○政府委員(生田豊朗君) 総点検と改修に約三年というように考えております。したがって、完成するまでに三年でございまして、その途中で当然安全審査が入ってまいりますので、それを入れましてまあ三年と考えておりますが、先生御指摘のとおり二、三年ということだろうと思ひます。

○秦豊君 やっぱり安全審査会がやるのですね、今度も。現在のような安全審査会が果たして信頼できるのか。それから遮蔽設計の専門家はいまは用意されているのか。それから有沢私案ですけれ

ども、当然、有沢私案であれば原子力規制委員会がこれを担当するはずなんです。まあ、まだこれは構想の段階だからわからないが、私の言いたいのは、いまの安全審査では危ないかし、信頼できません。だから将来考えられる機関、つまり有沢構想であれば原子力規制委員会、こういうふうなものが必要とされるのをまわって、そうして十全な審査をするべきじゃないか。それまで踏みとどまらうか。たとえばスウェーデンの場合のように、核モトリウムと断行した、あの総理が。そうでしょう。スウェーデンにおける原子力発電について鋭い批判が飛んだ、危機は大きくなった、ふくれ上がった、皆さんと全く正反對の決断をしたんですよ。わかりました、まず開発をとめましよう。ブレーキをかけたんですよ。皆さんはアクセルばかり踏んでいる。とめてないんです。スウェーデンはぱつと核モトリウムという英断をとった。そうして世論に対して積極的の働きかけた。もちろんどんな資料を公開した。みごとな英断だと思ふ。そういうふうなことを考えられないのですか。

○政府委員(生田豊朗君) 先生の御指摘ではございますけれども、私もこの「むつ」の安全審査におきまして、先ほど御答弁申し上げましたように問題があったということは認める次第でございますが、そうだからと申し上げて、現在の安全審査全般に非常に欠陥がある、あるいは不十分であるというように考えておりません。ただ、より合理的にそれを進めるにはどうしたらいいかというところで原子力行政懇談会の検討が進められてはおりますけれども、私も現在の安全審査が非常に不十分であり、安全が確保されていないというように考えないわけではございませんので、今後とも運用は改善してまいります。原子力行政懇談会の結論が出るまでモトリウムを行うという

ことは考えておりません。○秦豊君 そういうお答えでしようね。遮蔽設計の変更を許可しますね、あなたは三年

とおっしゃった。大体ばくもそう思っています。しかし、その許可をした後に事故が起これたらこの種の事故はもう一回でも取り返しがつかない。起これたらおしまいだという厳しい認識をする必要があると思う。したがって、あなた方にいここで事故を起こさぬ保証があるかと言ったら、鋭意努力します、最大限がんばります、こんな日本語しか返ってこないから、これは質問にしない。質問にしないけれども、それじゃいまむつですね、むつ市、船じゃない方、むつ市というのはあれですか、法的には「むつ」の定係港、母港なんですか何ですか、あそこは。

○政府委員(生田豊朗君) 現在「むつ」の定係港は大湊港でございます。大湊港の所在しておりますところがむつ市でございます。

○秦豊君 そのとおりですね。そこで、付帯陸上施設敷地内の原子炉、これはいまだどんな措置をおとりになっているんですか。いつおしたのですか。それともつぶすというのはいまのベトナムのようなか、あるいはもうとほかの補償措置をとっているのか、あるいはもうとほかの補償措置をとっているのか。それで十全なのか、安全なのか、この点どうですか。

○政府委員(生田豊朗君) まず原子炉でございますけれども、これは冷態停止の形をとります。つまり、完全にとまっている形をとります。しかも制御棒の駆動装置のかきを青森県知事に預けてございまして、したがって、制御棒が動かせるので、そのかきを使わない限りは原子炉が再び動き始めることはないわけでございます。

それから、陸上施設につきましまして、使用済み燃料を入れる予定でつくっておりますが、燃料がございまして、このプールは埋め立てまして使えない状態にしてございまして、それから、燃料を取り出します、あるいは交換しますときに使いますクレーンがございまして、このクレーンのかきも同様に青森県知事に保管をお願いしておりますので、クレーンも使えない状態でございまして、したがって、原子炉その他陸上施設はございまして

が現在はいくつか使えない状態になっております。なお、使えない状態でございまして、一応原子炉等原子力関係施設がございまして、その環境放射能の測定につきましては、昨年の四者協定に基づきまして、青森県、むつ市、青森県漁連、この三者の推薦の学者を中心といたしまして、その三者の職員も入りまして監視委員会が設置されておまして環境放射能の監視をいたしておりますが、現在まで全く異常はございせん。

○秦豊君 結局あれでしょう。「むつ」という、船かどうか、これは議論の存するところだが、「むつ」には母港というのはいないわけですね、付帯施設が現在存在しないわけですから。そうでしょう。そうしますとまた問題になるのです。あなた方は非常に上手にこの法律をくぐり抜けていくものだから、こっちは野郎でチェックする方だから一々厳密にやりたいわけですよ。あなた方はこどももおかしなことをやっています。たとえば母港が存在しない、付帯施設を持っていない船というのはこれは幽霊船なんですよ。漂流物なんですよ。それで原子炉規制法の二十三条の二項五号というのがございまして、「原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備」として、申請を許可された当初の要件を満たさなくなっている。そうでしょう。これは二十六条一項によつて、それならばそういう状態変更を申請しなければならぬ事由なんですよ。そうでしょう。それが合法的な措置というものなだけども、あなた方はその許可をとっているのですか。許可は現在おとっているのですか。

○政府委員(生田豊朗君) これはただいま申し上げましたような措置をとりました直後、昨年の十月二十三日付をもちまして、付帯陸上施設の変更にかかわる設置許可変更申請書が提出されておりました。それに基きまして審査を行ひまして、十月三十一日に許可をいたしております。

○秦豊君 それで、新しい母港について、いわゆる母港ですね、定係港という言葉もあるからちょっと混乱があるようだが、一般的マスコミ用語的

に言つて母港と言いましよう。新しい母港について伺いたいわけけれども、ごく最近の話ですが、止市長がいらいしる佐世保という町があります、この地元から要請があつて、とにかく事を性急にやつてもらつては困るというニュアンスで、特に年末年始のセールスに影響のあるようなことはしてほしくない、これ以上波風は望ましくないという意味の要請が来ているわけです。あなた方は依然として、伝えられているように佐世保母港化ということにこだわっているのですか。それともほかの場所を同時並行で何か検討していらっしゃるのですか、どうなんですか。

○国務大臣(佐々木義武) ダイレクトにすぐ母港ということを考えておりません。そうじゃなく大山報告、お話をいたしましたように修理点検をしないさい、そうすればいい船になります、それは実験船としてすべき常識だ、こういうふうになつていきますから、修理点検をすべきだといふので、計画を進めまして、お話しのように十一月になりましてレビューの結論が出まして、事務的には安全の問題あるいは修理点検の計画ができたわけですから、その修理点検をどこでやるかといふのが一番問題でございます。修理点検をまず先に、健全な体、健全な船にして、その上で母港というふうにした方が母港を受ける側としても安心じゃなからうか、そういうふうにかへますので、まず母港を選定する前に修理点検をしようといふことで、たまたまその際、佐世保の市長さんが私の方で修理点検を引き受けてもよろしいというふうな、公式の申し出はないのですけれども、お話が新聞等に出ておりますし、私も、もしそうであれば大変ありがたいことだ、修理点検の計画が済んで事務的な手順が済みまして、今後はどう現地と話し合いを進めるかという段階になりますので、近くと申しますか、政治的な配慮を加へつつ、政府で決めたからといってどうなるものでもなし、やはり現地の状況等よくしんしゃくしつつ、現地でも納得するような行き方で問題を処理した方が万事円満にいくと思ひまして、今

後はそういう過程を経るつもりでただいま検討中でございます。

○秦豊君 まあせっかくのお答えだけれども恐らく円満にはまいりますまい。

で、念のためにこれは何っておきますが、佐世保は修理点検とおっしゃるからまあまあ。この段階は。しかし、仮に新しい母港を設定するときには、これを定めるべき法律というのは、この場合二十三条二項五号とか、二十六条による変更申請あるいは許可が当然必要になりますね。そうですね。その場合はやっぱり二、三年というのが常識的な目途ですか、どうですか。

○政府委員(生田豊朗君) 具体的にどここの地点にどういふ施設を設けるかという計画ができませんで、それから申請が出されるわけでございますが、この申請に基づきまして安全審査を行います、通常約一年、早くても半年余りかかるわけでございますので、そのいわゆる安全審査だけでかなりの時間を要するかと思ひます。この安全審査が完了いたしました後建設にかかるわけでございますが、それ以降におきましても各種の審査あるいは検査が続くことはほかの施設と同じでございますので、全体を通計いたしますと相当の期間に相なるかと思ひます。

○秦豊君 こういうことを言いたいですね。そこまでお二人から答弁を得まして、やはり私自身の原初的なというか、当初からの疑いというのは晴れない、懸念も薄まらない、残念なことですけれどもね。

「むつ」にはしかし、いまは母港というものがなく状態ですね、これはあなた方も否定しない。母港がない船、漂流物だ、あれは漂流物というのは許可の要件を満たさない。つまり違法な存在だといふのが私のとらえ方です。違法です。それから「むつ」を所管する事業団、これは私が再三指摘したように技術的能力に欠ける。これは設置の基準を満たさない。これも違法である。ことごとく違法である。違法の積み重ねの上にいま原子力行政がある、こう思ふのです。それから遮蔽

設計の変更許可についても、見通しがもたつくし審査能力自体にもまだまだ、何とか懸念がつきまとう。審査能力に疑問がある。それから、長官せっかくおっしゃったけれども、円満はとんでもない。もう母港化なんというのは大変な政治問題、社会問題、市民運動の対象です。これはもう目途がたたない。

これらの理由によつて、私は「むつ」を一たん処理することが必要だと思ふ。処理する。ほかの意見による処理というのは何かというと、一たん原子炉と船体をばらす、分離する、これが一つの方法。暴論だといふふうな顔しないで聞いてくださいよ、私の意見なんだから。それで原子炉と船体を一たん分離するか、廃船という措置をとるか、あるいは陸上実験の段階にあえて差し戻すべきではないか。それが、あなた方がよくお使いになる言葉を使えば安全性、信頼性という面から、私は非現実的のようである。国民の信頼を博する最も妥当なものは解決策であると思ふ。ところが、それにしてもいまの日本の技術水準からして、仮に私の意見とおりであれば原子炉と船体を分離するんですけれども、これはその設備を持つた港がないでしよう、わが国には。その場合は、アメリカに曳航して行ってウエスチングハウスかなんかの技術を借りて分離するんですか、それはどうなんですか。

いま私が述べたことに総括的に、また一番最後のところには具体的に答えてください。

○政府委員(生田豊朗君) 先生の御意見の、つまり原子力船「むつ」から原子炉を外しまして、原子炉を陸上に置いてさらに実験を続けられたらどうかという御意見でございます。実は昨年原子力船「むつ」が放射線漏れを起こしました後、その処理につきまして、私も事務当局、これは科学技術庁と運輸省と共同で、そのことの現実的であるか否かは別にいたしまして理論的に考えられるあらゆることを一応全部検討したわけでございまして、その検討いたしました中に、ただいま先生御指摘のように「むつ」から原子炉を外しまして、

これを陸上の実験炉として実験を続けられたらどうかということもぜひおん詰めて検討いたしました。大山委員会におきましても同様のことも検討の対象になつたわけでございまして、先生御承知のように、私どもの検討の結果も、大山委員会のこの報告書に書いてございすもの、そういう必要はないのであつて、現在のように船に原子炉を搭載した状態で適切な改修を施すことによつて十分今後の開発に耐えるものであるということでございます。これは大山委員会の結論も、私も事務当局の結論も同様でございますので、一応検討はいたしましたけれども、そういう案は採択しなかつた次第でございます。

なお、最後の御質問の点でございますが、仮にその原子炉を取り外すということにいたしました場合は想定いたしますと、これはアメリカに持つて行く必要はございません。本来、日本で原子炉を製作し船に載せたものでございすので、それと逆の工程を経れば当然外すことは可能でございますので、万が一そういうことがございまして、これは日本の国内で適切な港あるいは港湾施設さえあれば可能でございます。

○秦豊君 そうすると、いま日本でその技術的能力を持つてゐるのは三菱グループですか。

○政府委員(生田豊朗君) この加圧水型の原子炉をつくつておりますのは三菱重工でございますので、三菱重工が一番適当ということにならうかと思ひます。

○秦豊君 原子炉規制法の問題にはきょうはあえて触れませんが、時間がかかり窮屈なようですから、多くの部分を次回に譲ります。

いま、私は午前中から引き続き長官と、午後は局長その他の皆さんの答弁、応酬をしてきたわけですが、私も、それはあなたの方おっしゃいますけれども、いまのような一〇〇%に近い技術は導入するんだという路線では、一番基本的な、国民の皆さんの関心度の鋭い信頼性とか安全性とか、あるいは実証性ですね、実証性などはすべて極端に言えば海の向こう、あなた任せじゃありません

か。それはもちろん三菱がつくりました。本元はどこにあるか、ウエスタンハウスへ行つて聞いてください。多くの原発の故障についても、ときどき、炉心の問題なんかは向こうのハイレベルの技術者が来て処理しなきゃどうもできない、炉心がひん曲がっている事故もあった等々、日本でわからぬのは全部海に向かうですよ。向こうから飛んでこなきゃわからない事故が多いんです。しかも、いろんな事故に共通性があるんです。日本の技術はその程度でしかまだないの。しかも、そのように停滞している原因は、あなたの方の言う、私が午前中から指摘してやまなかつた自主開発技術能力、この育成強化に怠慢であつたがためなんです。何でも海に向かうんです。あの原発の問題とは少し違ふけれども、原潜の場合も、アメリカ海軍はアメリカの司令官が安全と言っているから安全なんです。若干のモニタリングポストを横須賀の海に沈めてみたところで十全のチェックがなされているとは言えないような状態があるでしよう。それとは多少次元が違ふけれども、私は日本のあなたの方のなすっている原子力行政の中においては、私の言った三つの信頼性、安全性あるいは実証性などはすべてあなた任せにすぎない。しかも、今後といえども急速に改善される方途、目途、見込み、これはないと思う。しかし、やっぱりいままでも遅くないという言葉はこういうときに使う言葉であつて、いままでも遅くないから、佐々木長官は今度は規制と開発をちよつとくうしていきつてみたり、安全局をわれわれに提案をしようとしている。しかし私は、そんな小手先のものでは、これはびぼう策というのが一番要当するんです。皆さんのなさろうとすることは、失礼ですけどね、きめつけるのは、ばくの価値観ではびぼう策、小手先にはすぎないと思います。基本が揺らいでいるからです。基本のとらえ方がずれているからです。そう言わざるを得ない。しかし私はやっぱり行政の責任において国民の皆さんに十分な理解を得なければならぬというならば、やっぱり開発至上主義というか、あるいはあ

くまで既定方針の四千九百万キロワットを目指して進めというふうなあなたの方の姿勢では産業界にのみ傾く。しかし、あくまでその路線を進めようと思えば、私は信頼性、安全性、実証性というものを、具体的にどうすれば、どこをどうとらえれば、どこをどう改善すればそれが高まるのかというところはあなたの方が負うべき厳格な行政義務です。そういうことを指摘しなきゃならぬと思う。最低限度の義務といつてもよろしいじゃないでしょうか。

それで、これについて原子力委員会の環境・安全専門部会というセッションの報告書がありますね。これにこんなことを書いてあるわけですね。「原子炉安全確保の要請に対する現行体制の問題点」、「第五章まとめ」というところを見ると、「原子力にまつわる『安全』についての国民的合意がない」ということを嘆き、それについてあなたの方政府側の格段の努力を求めているという個所があるんです。あるんですよ。それについて、さらに同じ報告書の四項を見ると、いまや——いまやですよ、いままでも欠陥があつたとして、いまや「安全に関する新しいフィロソフィの確立」ということが必要である。新しい哲学が求められている、新しい行政の視点が求められている、こういうことが指摘されている。私の質問の最後に、新しいフィロソフィとは一体何か、安全について。これは原子力行政のベテランでいらつしやる長官の当然答弁を求めておきたい、どうなんですか。

○国務大臣(佐々木義武君) 先ほどもお話ししたと思つておりますが、原子炉の安全性に關しまして、特にただいま問題になっておりますのは軽水炉でございます。軽水炉に關しましては、重大事故とかあるいは仮想事故というものはもうほとんどあり得ないというところは、去年の秋に、軽水炉を開発し育て上げました米国の原子力委員会が、三年ばかり学者を動員してつくりましたラスマッセン報告というものに明瞭であります。したがつて、重大事故等は私は恐らく考えられぬとい

うふうと思つておりますけれども、ただ、現実には故障はしばしば起きまして、海外では余り問題にならない、言うなれば単なる故障を修理する問題として扱っているのに、わが方ではやはり日本特殊な原子力風土と申しますか、そういう小さい故障でも大変大きな問題に扱つておりますので、故障が小さいからそんなものは構わぬでもないんだという考え方は、これは私やばり間違ひでございまして、わが国の風土を考へながら、そういう小さい故障でも起こらぬように英知を集めて安全なものにするのが私どもの任務だと思ひまして、ただいまはその故障を、材料とか、あるいは継ぎ目とか、その他いま起きている故障の原因はほとんどまあ集中的にわかつてきておりますので、そういう点に全力を注いで、そういう故障すなわちいふにひとつやろうじやないかということだいたいませつかく努力中でございます。

フィロソフィとなりまして大変深い言葉になりました。それに対するお答えがまことに通俗的なお答えで恐縮でございますけれども、現実にはうなつておりますので、小さい問題ではございませうがただいま一生懸命努力している最中でございます。

○秦豊君 確かに長官自身がおっしゃつたように、フィロソフィではなくて、フィロソフィーを手探りしているがまだ及ばざること遠しと、きわめて行政的なお答えであつたと思ひます。きょうは安全審査の問題だけでもうすでに時間が満了しつゝありますので、一応きょうは終わりますけれども、次回に多くの部分をせひ残したいと思ひます。

たとえば、つい先日、放射性廃棄物をリーベン・フィッシャー号で日本からイギリスに送りまして、送つたら放射性物質が漏れた。大きな問題になつて日本に打ち返されたが、なぜか日本での扱いはやや小さかつた。しかし、イギリスの国内ではかなりシリアスな反応を引き起こしている。こんなものはもう受けるべきではないというふうな論調まで飛び出している。この、たとえば再処理

の問題、廃棄物の処理の問題等も、あなたの方が提案されたいわゆる機構改革の根柢をなす原子力行政上の大きな問題点ですけれども、きょうはそれに触れるいとまがありません。次回に譲る、なお質問を留保、残しておきたいという条件で、一応きょう以上で終わります。

○戸塚進也君 それでは、引き続き長官初め行管、それから総理府の審議官、若干のお尋ねをさせていただきます。

最初に長官に。これはもうまことに申し上げるべきことではないかもしれませんが、政治的な最高判断の責任者として一言お伺ひいたしておきます。これはもうわが国民の総意でもあるばかりでなく、原子力基本法に基づいて、わが国で原子力というものを利用する場合はいまばり平和的に利用する。これはもう何うまでもないと思うのでございまして、これについて長官の御見解、一言承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐々木義武君) 原子力基本法に明瞭に「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り」というふうな、これがもう日本の原子力開発の大前提でございますので、その趣旨を現実にとど生かすかという点を踏まえまして、私も原子力をやりました当初から最重点に実はこの面に注意をして進んできた次第でございます。具体的な方法いかんと申し上げればまた申し上げますけれども。

○戸塚進也君 それでは、今度の原子力安全局というものを新設されるに至つた、提案されるに至つた最も大きなねらい、これについて一言伺ひたいと同時に、この安全局というものを新設することによつてのメリット。これはいままでは原子力局というものがあつたわけですが、それが二つに分かれるということによつて、当然これは行政上に相当大きなメリットがなければいけないわけでございます。そのメリットを科学技術庁としてはどのような点に最も力点を置いて考へていらつしやるか。

○国務大臣(佐々木義武君) 先ほど来しばしば御議論と申しますか、御質問がございますように、抜本的改正というのはいまだに有沢機関で検討中でございまして、それにゆだねるといたしまして、ただ、その結論が出、それが法律化し、あるいは予算化し、現実の行政として定着するまでには相当時間はかかるものだと思います。したがって、それまででは放置するかと。そういって、それまででは放置するかと。そういうわけにまいりませんので、とりあえずと申しますか、こういう原子力安全局をつくりまして、そして、一つは安全審査、研究等の機能を強化するということ、それからもう一つは責任体制を明確にしよう、いままでも明確ではあったんですが、いろいろの趣旨でございまして、あわせて申しますと、大変世論的な傾向の多い、開発の機関が即規制も兼ねるということと矛盾してやしないか、という要請にもこたえるんじゃないかと。うふうに実は考えております。

で、その内容は、そういうこととございまして、原子力局あるいは燃料等の安全をいかに確保するかという問題が一つ、それからもう一つは核拡散防止条約で、ただいま批准を皆様にお願いしておりますが、あれが批准された暁には、いままで国連機関自身が主になって検査しておりましたものが、今度わが国が検査の主体になりますので、それに備えましてわが国の国内査察機構と申しますか、そういう人員を整備したい。それから、最近大変世界的な問題になってきました、盗難等が仮にあつて、そして人類に非常に大きい迷惑を及ぼすような事態になつては大変だ、その保管管理を厳重にすべきだという大変新しい問題が出てまいりました。そういう面も兼ねてこの局でひとつ扱っていききたい、一元的に扱っていききたいというふうに実は考えてございます。

○戸塚進也君 行管いらいしやいますか。――まあ行管も内閣委員会の所管でございまして、たびたび行管からお伺いすることは、機構新設はもう一切まかりならぬと、これからはむしろ簡素化の方向にいくな、しかも、もし新しくつくるといふならスクラップ・アンド・ビルドでやれと、こういうことを私どもはたびたび伺つておるわけでございまして。また、その方向がある面では正しかろうというふうに私は思つております。その中にあつて、特にこの原子力安全局というもののだけは特別に行管がこれを認めたというふうな経過があるわけでございまして、これはやはり、先ほど来大臣もお話のような、国民的に見て原子力というものがこれから重要であるけれども、その安全という問題はさらに重大である。こういうことに対して、行管がもう政府レベルで、最高の政治判断でこれをお認めになった、こういうふうな考えでよろしいか、すなわち、行管が特にこれを必要と認めた理由についてお尋ねしたい。

○説明員(山本貞雄君) ただいま先生御指摘のとおり、原子力利用の推進は非常に重要な行政なわけでございます。その中でも、原子力利用に関する安全確保体制の整備ということと喫緊の重要事でございまして、各省庁の機構の新設は厳に抑制するということと、各省庁の機構の新設は厳に抑制する、科学技術庁に原子力安全局の設置を認めたわけでございまして、しかしながら、総需要抑制下におきまして機構の膨張抑制方針というのは、これは従来政府が一貫してとつてまいつた方針でございます。この中で、純増で認めることは適当ではないというところで、その新設に対応するスクラップ措置といたしまして、科学技術庁の行政機構を慎重に吟味した結果、庁に置かれております科学審議官三名のうち二名廃止、同時に、原子力局に置かれております次長二名の一名を廃止する。そうすることによって全体の膨張の抑制を図つてまいつた次第でございまして。

○戸塚進也君 行管御苦労さまでした。ただいま行管からもお話があつたわけでございまして、諸外国の、特にこの原子力問題について先進国と言われている諸外国のこの種のいわゆる機構、こういうものはどうなつておりますか。まあ今回新しくわが国がつくるわけでございまして、

ら、そうすぐ先進国にこの安全問題が追いつくというところについてはなかなかむずかしいかと思ひますけれども、その諸外国の例、そして、それに比して今回新設を予定されているこの安全局との差異といふことが、今後やはりこれはせつなくつづいたからには充実をしていかなければいかぬと思ふんです。そういう面も含めてひとつお聞かせ願ひたい。

○政府委員(生田豊朗君) 諸外国の原子力関係の行政機構でございしても、これはそれぞれその国の行政機構全般を反映いたしましてさまざまでございます。たとえば、原子力の一番先進国でございましてアメリカでございますが、これは従来原子力委員会、これは日本で言う行政委員会でございますが、これがございまして一元的に処理いたしております。それが先生御承知のように原子力規制委員会、いわゆるNRCでございますが、それがそれとエネルギー技術開発庁とERDAと申しておりますけれども、この二つに分かれました。いわゆる規制と開発の分離を行ったわけでございまして、これが、今日わが国におきましていろいろ議論されております開発と規制の分離のいわば草分けのようなものだと考えております。それからフランスでございますが、これは原子力局が国営でございまして、国の原子力庁におきましてすべてのことをいたしております。

それからドイツでございますが、これは原子力の規制を主として州政府に権限を委譲いたしております。基本的なところは連邦政府が規制いたしまして、実施は州政府でございまして。さらにドイツの特徴といたしまして、安全審査、基本的な安全審査につきましては、特殊法人と申します。より、日本で申しますとちょうど財団法人のようなものに当たるかと思ひますが、検査協会のようなものをつくりまして、そこに相当の資金を集めまして、民間の学識経験者をそこに集めまして、その機関に委託する形によりまして安全審査をいたしております。

かような次第でございまして、国それぞれ特徴があるわけでございまして、概して申しますと、アメリカを先頭にいたしまして、開発と規制を同じ機関でやるよりもむしろ分離した方がいゝのではないかと傾向が最近かなり強つてございまして、その一つの具体化といたしまして、原子力局におきましてこれを二つに分離いたしまして、新たに原子力安全局を設けたいと、かように考えております。

○戸塚進也君 長官、この国会というところはなかなかうるさいところだと思ひになるかもしれませんが、法律のできる前に何か事前準備をやるというふうなことが、法律ができてしまつて、もたもたしていただければならぬ。まことにどうも、私も議員の一人として矛盾を感じるところもあるわけですが、しかし、今国会でこの安全局が認められたということになりますと、きょうも報道人の方が見えておりますが、国民的に非常にこれに対する期待といふことが、そういうものは非常に大きいと思ふのです。これに対して、前国会流れた、そして今国会ぎりぎりということによるわけですが、速やかにひとつ考えていらつしやうとした機構というものを整備されるべきだ、また本来の職務がその安全局というものを活用して活発に活動すべきだ、こういうやはりまた世論の目というものがあつたと思ふのです。その準備体制といふすか、その自信のほどを伺つておきたいと思ひます。

て、その要望にこたえるのも一つの理由でござい
ました。したがって、これではできませんと大
変に、過去一年間、私経験を振り返ってみま
す、あの安全局すらまだできぬのかという非難と
申しますか、大変強うございまして、行政を進め
る上に難渋いたしましたのでございまして、そう
いう意味も含んでおりますので、皆様のお力添え
で御承認をいただければ、お言葉どおり全力を挙
げましてその充実にかけたい所存でございま
す。

○戸塚進也君 先ほど来大臣から重ねてこの責任
体制というお言葉が出ていますのでござい
ます。委員からこの安全審査の問題というにつ
いて非常な克明なお尋ねがあった。同時に、お話の
とおり、この責任体制がいままでと全く不明確で
あったということが、また「むつ」の問題にしま
してもそのほかいろいろの問題のときにたびたび
世論の話題にもなりました。そこで、この安全局がで
きますと、大臣もお話のとおり、責任体制とい
うものがこれによって確立したと、こういうふう
に私どもは解釈したいのでございまして。もう少
しその辺について、具体的な点を含めまして明快
にしたいのだと思います。

○国務大臣(佐々木義武君) 現在の法制のままで
も責任の体制は明確でございまして、それは原子
力委員長であり科学技術庁長官であることは間違
いございせん。ですから、最終的な責任者はだ
れであるかということはいままではっきりしてお
ったわけですから、この安全局ができるとできぬ
とにかかわらずそれは明確でございましてそれ
も、しかし、それにしてもさらにその面を明確に
する意味で、その安全局ができますればそういう
責任の所在もさらに具体的に明確になるのじやな
いかという意味でございまして。

○戸塚進也君 先ほど委員からもお話ござい
ましたので「番せんじ」になってはいけませんか
ら、お話のなかつた分を結構でございまして、審
議官らしい感じがしますね。

ら、要するに十一月に何かこれは一応の結論が出
るというふうな方向で作業が進められておったと
いうふうな、これは私の間違いかもしれませんが
何うのございまして、現在の進行状況といいま
すか、そういう点、特に、お話をしているとす
そのお話をしている問題点等がありまして明らか
にしたい点、ということと同時に、これは
はひとつ長官の方にお尋ねしたいのでございま
す。当然のことながらこの報告が近々出される
ということになれば、やはりこれを尊重して、同時
にまた、対処の仕方を考えていかなくちゃならぬ
と思うんでございまして、その辺の御所信のほど
をお聞かせ願ひたい。

○説明員(安仁屋政彦君) 原子力行政懇談会
としの三月に発足したわけですが、そのときに
大体どの時点ぐらいで大筋のところを出すかとい
う点が問題になったわけですが、正直非常にむず
かしい問題でもございまして、いついつまでにと
いうことは決まらなかったわけではございませ
ん。しかし、早ければ五十一年度の予算に反
映させて実施するという意味で、十一月ごろ、し
かし問題の複雑性あるいは困難性を考えるともう
少しかかる、しかし余り遅延しても困るというこ
とで、遅くともおおよそ一年以内にはめどをつけ
たい、こんな考え方でスタートしたわけではござ
います。過去に二十一回ばかり懇談会をしておりま
す。先ほどちょっと御説明しましたように、原子
力委員会二分論から、その二分した場合の所掌事
務をどうするか、あるいは事務局をどうするか、
委員長はどういった方を当てたらよいか、また安
全審査を各省庁が一貫してやるのがいいか、そう
いう非常にむずかしい問題に達着しまして、なか
なか議論が進展しておらないわけではございま
す。しかし、委員の皆様方も、やはりできるだけ早
い機会に大筋を出して、その方向で政府に努力し
ますので、おおよそ一年という最終の目標よりは
少し早目に大筋の方向が出る、そのように私ども
としては期待しております。

○国務大臣(佐々木義武君) 先ほどもお話し申し
上げましたように、有沢機関と私どもの方の關係
は、批判される方でございまして一切発言は慎
んでおりまして、向こうの独自の見解で答を出
していただくことはありがたいことだと思つてお
ります。ただ、この安全局自体がその結論を出す
に際して大変邪魔だ、障害になるということであ
ります。これは、これはいまやるのは大変めんどう
だと思います。これは、これは、これは、これは、
んし、別に、これが先走って先に充実するとい
とはかえって今後の安全審査体制をつくる上にお
いてもベターだといふふうな理解をしております
ので、有沢機関の結論が出る前でも措置をしたい
というふうな考えでございまして。特に、核防条約
等をする場合に、参議院側でも特にそういう御主
張の方が多くございまして、国連からこち
らで受けて自己調査をする場合に、査察員が日本
で充実できるのかという御非難が多うございま
して、それではそういうことが一切もう有沢機関の
結論が出なければどうも進めないということでは
これはまた大変困りますので、そういう点も兼
ねまして、これがすでに先行するということ自体
が障害にならぬといふふうな理解をしております
で、お願いする次第でございまして。

○戸塚進也君 審議官、ありがとうございます。
そこで長官に、原子力問題に関する国民世論と
いうことについて少しお考えをお尋ねしたいので
ございまして、実は科学技術庁へ国民世論につ
いてどのように調査しているかということ
を伺いましたところが、的確なその資料は出たん
でございまして。出たんでございまして、それが昭
和四十四年なんぞでございまして。非常に、月にロ
ケットが飛ぶこの時代にしては、余りにも原子力
問題について国民の動向といふものを調査される
のにどうも手ぬるな感じがしないか、こういう私率
直な感じがするでございまして。
そこで、原子力安全局が設置されますれば、当然
のこと、国民がどのように原子力について感じて
おるかということ、もちろん、安全性という問題が

何をいっても一番重要だということについては、
これはもう何処何派を問わず論を待たないと思
う。そういう問題等についても、国民に正しい原
子力についての理解を持ってもらわなければ、何
が安全で何が危険なのかということがわからない
ような状態だ、ただ何となくおっかないものであ
るとかどうであるとかいふようなことで、盲が
象にさわるようなことを言っているのはしょうが
ないと思うので。そこで、いかがでしょうか、ま
ずこうした調査、こういうものを、この際科学技
術庁としてももう少し積極的、せめて一年に一
度ぐらいは役所としてもやる。もちろんそれは専
門的な機関に委託するということもあり得るでし
ょうけれども、予算的にも考えて相当大規模にや
る。そのくらいのことをご安全局ができた機
会に長官として御所信をいただきたと思うことと
同時に、もう少し原子力とは何かというものにつ
いての、国民大衆にわかりやすいような広報、PR
というものをやる必要があるんじゃないか。P
R、ごく一部の専門家しかわからないような用語を使
ったり、むずかしい説明では国民はわからないわ
けです。しかし、現実には国民の住んでいるすぐ前
に原子力発電所もどんでんできてるという現状
なんですね。

これを拝見いたしますと、昭和四十四年です
から非常に古いんですけれども、原子力の問題につ
いて、たとえば原子力そのものについて理解をし
ているかという点に對しては、理解しているとい
うのが半分ぐらいで、全く何にもわからない、
チンプンカンプンでわからないという人が国民の
半分いるというふうなこれは資料が出ています
ですね。これでは、これはこれは資料が出ていた
とき、果たして国民の理解と納得が得られるかど
うか非常に疑問な点もあつた。大変長く申し上げて恐縮でございまして、要
は、一点目はもっとわかりやすい広報、安全性を含
めた原子力についての理解、これを深めるための
努力をなすっていくべきではないかということ。

もう一点は、この種の調査等を、もっとやはり科学技術庁として前向きに真剣に取り組んで実施されるというお気持ちがないかどうか、お伺いいたします。

○政府委員(生田豊朗君) 戸塚先生の御指摘のとおりでございます。私も全く同じように考えております。差し上げました資料が昭和四十四年で、古いもので大変恐縮でございますけれども、実はその後も世論調査をいたしております。まだ最終の結果がまとまりませんので古いものを差し上げたかと思ひます。この点はおわび申し上げます。今後とも、世論の把握がまず第一でございますので、十分それを進めてまいりたいというように考えております。

それから、非常にわかりにくいというお話でございますが、これも全く同感でございます。実は私も原子力行政をいま担当しておりますが、もともと原子力の技術の専門家ではございませんので、専門的な用語、非常にわかりにくい用語をむずかしく使ひます。いかに原子力というのは国民に受け入れられないかということを私自身も感じておりますので、今後とも十分注意いたしまして、十分わかりやすく、身近な問題として原子力を国民の皆様に考えていただくような方向で努力してまいりたい、かように考えております。

○戸塚進也君 長官、お聞きのとおりなんです。ね。四十四年以後のやつはまだまだとまらないと。もちろんそれは最近おやりになったんでしよう。しかしやはり、さき申し上げたとおり、月にロケットが飛ぶ時代でございますから、そう一年も二年もかけてまとめておったんじやこれはまた時代におくれます。どうでしょう、安全局ができたことを機会にしまして、せめて一年に一回はこういう原子力の問題について、国民の世論というもの役所としてひとつ調査をすると、こういうような御見解はいかがでしょう。

○国務大臣(佐々木義武君) 大変結構だと思ひます。ぜひやらしてもらいたいと思ひます。ただ、最近出てきています議論の中で大変注目しなければ

ばならぬと思ひますのは、いまの世論調査のこと。もちろんでございますけれども、いま一つは、小学校教育で、初等教育から、遅いようでございますけれども理解を深めるというのが一番早速じゃないかという議論もございまして、文部省といろいろ相談してみたいと思ひております。

○戸塚進也君 ただいま長官のおっしゃったこと、大賛成でございます。やはり、ただ恐ろしい恐ろしいだけでなくて正しい理解を小さいころから教育しておく。非常に結構だと思ひますからぜひやっていただきたいと思ひます。

そこで、使用済みの燃料の再処理とか、放射性の廃棄物の処理、処分システム等について伺いたかしたんでございますが、先ほど委員からこの次の委員会ですぐやりましますというお話でございましたから、私がやりましたらして申しわけありません。時間もありませんから、これについては、ひとつ政府の施策というものをさらに推進していただきたい、そのことだけをお願いしておいて、次に進みたいと思ひます。

そこで、長官、安全局の問題とは直接にはかわり合つてはございませんけれども、最近、石油ショックというものがあつた以来、特に石油資源、石油というものが果たして何年もつであらうかというふうな、そういう議論の中でこの原子力という問題、核融合、さらにまた、たとえば地熱とか、太陽熱であるとか、いろいろそういう各種の新しいエネルギーに対して開発に取り組みうというふうな真剣な意欲というものが見え始めております。これはもう私たちの孫の代を考へてみましたら、むしろ遅きに失するといふくらい、特にこの核融合という問題につきましては、今後強力な推進をする必要があると思ふんでございまして、そこでまあ長官の、このエネルギー問題という問題を踏まえまして、いま申し上げましたような核融合であるとか、その他地熱であるとかございまして、そういう諸般の、最近熱心に開発していこうと、こう取り組んでいる姿勢

について、長官はどうお考えになり、その中でも特に何を一番重点的に推進されようとお思ひのか、その辺について御見解を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐々木義武君) お説のように油の問題が、量のみならず、価格面が大変な暴騰と申しますが、いわば市場価格なしに、政治的な価格というふうな状況になってまいりましたので、これにのみ将来長く頼つていくことは、大変日本のように多量の石油を消費する国にとつては重大な問題だと存じます。そこで、クリーンエネルギーと申しますが、環境汚染等の何らか心配なしに、しかも資源としても無限であるといふふうなエネルギー資源があれば、これは一番万全なわけですから、そのためには、お話のございました核融合とか、あるいは太陽熱とかいうものが考へられます。しかし、これは、特に核融合などによりましては、やはりいまから三十年後くらいを目標にやる以外に、いま非常に力を入れてやっていますけれども、順を追つて進めてまいりますと、そういう足取りに実はなつてまいりますので、結局、それじゃその間、何に頼るかというのが大変問題だと思ひます。ここ二十年、三十年くらいの間、一体何に頼つていったらよろしいか、となります。いまのように地熱の問題あるいは石炭の再処理と申しますか、処理の問題とか、あるいはオイルシェールその他のいろいろございすけれども、しかしやはり日本としては、核分裂による原子力発電が一番いいんじゃないかと、幾多の申し上げましたように利点がございす。欠点もございすけれども、利点がございまして、これをやるのが日本としては、一番よろしかろう。特に増殖炉等が完成してまいりますれば、プルトニウム自体を燃料にできますので、これはいまの軽水炉で燃やした燃料が、また再度国産の燃料に変わつて使つていけるわけでございますので、まあ純国産と言われる意味はそういう意味かと存じますけれども、いづれにしても、エネルギー資源のない日本が独自のまた資源を持つわけござ

いますから、そういう意味も兼ねまして、私は原子力発電というものはやっぱり重く考へていく使命があるかというふうには思ひます。

○戸塚進也君 それでは先ほど「むつ」の問題が委員からも出されたわけでございますが、私からもちょっと伺つておきたいと思ひます。まず、現在の「むつ」の状態でございますけれども、何うところによりまして、制御棒等に、あるいはクレーン等にかぎをしつかりかけて、もう絶対何百分の一でも事故はないと、こういうような万全の策をしておるといふふうには何うしてございすか、しかし、やっぱりそこに船があれば何かその周辺は心配であるといふような、そういう関係者の心配もあると思ひます。この点については十分、百万分の一の心配もなくとも、さらにまたその周辺の調査等は十分に行つておるのかどうか、最近の状況について少し承りたいと思ひます。

○政府委員(生田豊朗君) 「むつ」の周辺の状況でございますが、昨年「むつ」が漂流いたしましたし入港いたしましたときいわゆる四者協定という協定がございまして、その協定の中の一項目といたしまして、周辺の環境、特に環境放射能を監視いたしますために政府は参加しないわけでございます。地元だけで、青森県、むつ市、青森県漁連、この三者によりまして監視委員会を設置して周辺を監視するということになっております。これは田島英三先生が監視委員会の委員長ございまして、すでに設立されました監視を続けております。現在まで全く異常はございせん。

○戸塚進也君 そこで、この「むつ」の運営に当たつております日本原子力船開発事業団、これが来年の三月でございすか、一応期限切れといひますか、どうするかというのをやはりしつかりしなければならぬときになっていふふうには伺つておりますが、衆議院の方でも、これについてはひとつ延長するといふような御答弁も出ていふように伺つております。同時に、それが間違いない事実であるかといふことと同時に、さらにや

士的な、いまの大臣の中でも最も温厚で私は尊敬している大臣でございます。しかし、何しろ例の全体の何%で抑えますということがあるようでございいますから、大臣がござりつばな方で大蔵省の説得力があつてもなかなかそこにむずかしいという面もあると思ひます。しかし私は、原子力やこの種の問題につきましては、いままでは全くその予算の基礎がなかつたのでございいますから、これから始めるのでございいますから、いまの安全問題を含めまして当然前向きな、何%で抑制するというその範囲を超えても高度の政治折衝で長官がやはり獲得されるという必要があるかと思ふのでございいます。その辺の御所信、御決意のほどを伺ひまして、及ばずながら私も関係委員会の一人といたしまして、長官の御決意を伺つておけば応援はやぶさかでありませんでひとつ確固たる御答弁をいただきたい。

○国務大臣(佐々木義武君) 五十一年度予算におきましては、お話しのように核融合予算は今年度も最重要点でございまして、日本の国運をかけた問題でございまして、これは最重要点にいたしましたと思ひます。また、安全研究は主として軽水炉の問題が重要でございまして、先ほど来お話しございましたように、単に審査、検査の体制をどうという以前にハードウェアそのものが安全であればいいわけでございますから、その研究をいまでも原子力研究所が中心になつてやっておりますけれども、思ひ切つて重視したいと思ひます。同時に、やっぱり人でございまして、原子力関係の科学者、技術者の養成確保をどうするか、従来も非常に力を入れてきたんですけれども、やっぱりこうなつてまいりますとまだまだこれじゃいけませんので、人員の養成確保ということが大変重要な事項になつてくると思ひます。まあこういうふうにしつぱりますと、わしの方はどうしたんだというてこれ怒られることになつてしまいますけれども、最重要点ということになりますと私はそういう点になろうかと思ひます。

○戸塚進也君 終わります。

○峯山昭範君 私は、科学技術庁の設置法の一部を改正する法律案の審査に当たりまして二、三質問したいと思ひます。

今回の法案そのものの改正は、非常に簡潔なわかりやすい私法案であると思ひます。しかし、その背景に含まれた問題は非常に重要な問題が多々あります。したがって、これはすでに先ほど委員長の方からもお話がございましたように、連合審査等も含めましてこれから審議が行われると思ひますが、きょうは私はその前提として、二、三質問をしたいと思ひます。

特にこれは先ほどから質問ございましたように、原子力船「むつ」の問題だけじゃないんですけれども、先般のあの石油危機以来、これは日本だけじゃないんですけれども、世界各国でエネルギーという問題が大きな問題になつております。それぞれそのエネルギーをどういうぐあいに供給するか、あるいは自主的に安定的に供給できるようにするかどうかというのが非常に重要な問題であります。またその原子力依存をする、そういうふうな依存度も各国とも高まつてきておるようには私は思ひます。そういうふうな中で特にわが国は資源も非常に少ないわけなんです。したがって、この原子力の開発という問題は私は重要な問題である、こういうふうな認識を持つております。したがって、初めにわが国におけるこのエネルギー政策、中でも原子力エネルギーという問題を、総合的なエネルギー政策の中で大臣はどういうふうに位置づけをされていらっしゃるか、この点について初めに伺ひしておきます。

○国務大臣(佐々木義武君) ただいま内閣におきまして、総合エネルギー関係会議というのがございまして、私もそのメンバーの一人でございまして、日本の総合的なエネルギー政策をどうするかという点を中心にずいぶんピッチを上げて、熱心にいただいております。近く結論を得ると思ひますが、その中で原子力はいかなる地位を占めておるか申し上げますと、これは本来でありますれば、たとえばフランス

ス、イタリー等、日本同様油のない国でございまして、一〇〇%原子力発電に切りかえつてございまして、今後の発電はすべて原子力発電にということだと思ひ切つた踏み切り方をしておりますが、日本も、できますればそういう方向が一番望ましいのでありますけれども、なかなか、先ほど来御議論がございましたように、希望は持つておりまして現実的にむずかしい問題がございまして、その中で特にむずかしいのは立地問題、またその根本は安全問題になつてくるわけでございますけれども、なかなか思うように進みません。したがって、大体十年後二五%程度を目標にいたしまして六千万キロワットの発電を考へておつたんですけれども、現状ではなかなか六千万キロワットというのは無理だということで、四千九百万キロワットという線に大体たいま落ちつきまして、それを目指して今後原子力発電をしたいということ、全体の地位から申しますと、いま申しましたようなウエイトで進みつつございまして、

○峯山昭範君 確かに大臣がおっしゃる通りに、世界各国で油のない国は一〇〇%原子力エネルギーに切りかえつた国もある。そういうふうな中で、日本も本当は油が全くない国でございまして、当然これはこういうふうな切りかえることができれば一番いいわけなんですけれども、それに至るにはいろいろな問題があります。これは私は、大臣、何といひましても国民の信頼というか、国民が本当に安心して任せるといふ行政的なかつとしたものがなければいかぬわけですね。そういうような意味で、私はやっぱり現在の原子力行政の中の一審問題は、技術の問題とか、そういうふうな問題については当委員会は専門の委員会ではございませぬ。それぞれ科学技術特別委員会があるわけですからそちらの方で審議していただくとして、こちらは特に国家行政組織というものを扱っている委員会でございますから、そういう面からきょう私は話をしたいと思ふんですけれども、やっぱり政府の原子力行政というものが本当にしっかりしていないと、政府に対する不信ある

いは原子力行政というものに対する不信というものが高まつてくる。今後、大臣がいまおっしゃつた、十年後の六千万キロワットが四千九百万キロワットに減つたと言ひましても、その四千九百万キロワットすら今後の情勢によっては危うくなるということにもなりかねないわけでございますから、政府のいわゆる原子力行政が本当に信頼に足るような、あるいは国民から十分信頼されるような行政というものをばちつと行うということが非常に重大になつてくるわけです。

そこで、この原子力行政のあり方という問題について大臣はどう考へたのか、現在の点でどういふふうな問題点があるのか、ただ単に原子力安全局をつくれればいいという問題それだけじゃないと私は思ふんです。将来の点も含めまして。これらの点については、特に私は本日は原子力行政の体系そのものを洗い直す方がいんじやないかという考へも持つていらっしゃるわけなんですけれども、大臣は現在どういふふうにお考へか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(佐々木義武君) いませっかく有沢機関がこの問題を検討中なのに、私からかくあるべしという話をするのは大変當を得たことではなからうと思ひます。しかし、御質問でございまして、私自身はどう考へるんだということでありまして、私はやはり、根本は原子力基本法、厳然たる基本法が、まあ世界に冠せると言つたら語弊があるかもしれませんが、これはどの基本法はなからうと思ひます。したがって、この基本法を基礎にして、あの中に含まれてはいる平和の利用なり、あるいはそれを進める上においては三原則なりいろいろございまして、特にそれをまた進める中心機関としての原子力委員会等を強化いたしまして、そして国の進路というものを誤らぬようにしていくことが一番重要なことだと思ひます。同時に、いま申しましたように、エネルギー問題に対して非常に大きいウエイトを持つていらっしゃるわけですから、これに關しましては現在の軽水炉を進めるのみならず、新型転換炉あ

は増殖炉、核融合等の新型炉を今後とも進めなければいけません。また同時に、原子力の一番特徴であります燃料サイクル面を、もっといまよりも充実した形で、国民責任を持ってこの完遂に当たるといふうなことがぜひとも必要だと存じます。いろいろなされなければならぬことはたくさんございますけれども、しかし、大筋でどういふ点が問題かと申しますとそういうことになると思ひます。

その中で、特にエネルギー問題で、鉛あるいは電力に使う原子炉、特にただいまの段階では軽水炉でございますけれども、この安全性自体が非常にこの数年間問題の焦点になっておりますので、二、三年前から国を挙げて安全性の解決にいま努力中でございます。今後とも気を緩めずにこの問題の解決に当たりたいと存じます。それが完全に信頼を回復する段階になってまいりますれば、おのずから立地問題等も解決してくるだろうと考えられますので、現段階としては特にその点に重点を置いて進めたいというふうに考えております。

○峯山昭範君 大臣も、先般の「むつ」の問題等がありまして非常に苦勞していらつしやると思ひます。そこで、いま大臣のお話でございました、有沢機関が検討しておるということでございますが、この検討を待って——やっぱり私も先ほどからいろいろ考へてゐるんですけれども、特にいま問題になっております安全性の問題もそうだけれども、原子力行政ということをお私には先ほどから一生懸命考へておるわけですが、この原子力行政の全般的な見直しというものは、いま大臣がおっしゃった有沢さんの結論といひますか、答申といひますか、そういうものを待つて検討したいということでございますか。

○国務大臣(佐々木義武君) 先ほどお話がございましたように、原子力の開発研究と安全サイドの規制面とが同居しておつたのでは、どうも開発の方にウェイトを置いて安全規制の方がおろそかになるんじゃないかという非難がありまして、もう一つは、海外から実用炉と称するものを輸入

して實際やってみますといふんな故障が起こる。それはもう安全に対する研究なり実証が用意不足なことが原因でそうなるおそれはないかといふたような非難があることは御承知のとおりでございます。そういう点にたえるためには、何といつても私は原子力の安全に対する研究開発というのが根本であると思ひますので、不完全なものは何ぼしても同じでありますから、まず根本は、ハードウェアそのものずばり、これが安全だといふふうにするれば問題はないわけでございますから、ですから、まず一番重要なのは、その点をどうするかという問題が一番根本でありまして、第二番目は、それを、国民が安心できるようにレッテルを張つて、これで大丈夫ですよと言へば国民が安心できるような審査、検査の公的機関が充実しておれば、これまた国民としても安心できるわけでございます。もう一つは、これを国民に理解させるためにどういふことが必要か。理解、協力が必要なのでございますから、このPRなり、先ほどお話がありましたように教育の問題、いろいろな面で御理解、御支持を得るようになんか持つていかなければなりません。そういう点を考えますと、有沢機関で出す結論もいづれそういう点を中心にして根本的な対策なども出てくると思ひますけれども、単に機構をあつてくるという問題ではなくて根本的にそういう問題が中心になつて出てくると思ひます。しかし、それが出て、さらにこれを予算化し、法律化して、それが實際、行政として定着するということになりますと、相当これは先になると思ひます。したがつてそれまで邪魔になるものであれば別でございますけれども、先に充実するものは充実しておいても、それと阻害なしにその線に乗つていけるということであればいいんじゃないかと思ひます。いま、原子力局を分けて、そして原子力安全局と原子力局というふうにして開発と規制の分野を二つに分けて、安全サイドの充実と、それから責任体制をさらに明確化することとをや

つたのが今度の措置でございます。○峯山昭範君 結局、大臣のおっしゃつてゐることは私はよくわかるわけです。要するに、研究開発という問題と安全性という問題と一緒にやっておると非常にむづかしい。したがつて、その研究開発の方に引きずられてしまつて安全性の方がおろそかになつてはいかぬから、研究開発は研究開発の部門、それから安全性の研究という部門は安全性の研究という部門、両方をはっきり機構的にも分けて、充実するものは充実しておきたい。で、いづれ有沢さんの機関からの答申なりあるいはその結論も出て、あるいは予算化され、あるいは法律化されるであらうけれども、それは大分先のことになる。だから、それまでできるだけのことはしておこうというのが今回の改正だと、こういうことでございますか。

○国務大臣(佐々木義武君) はい。○峯山昭範君 それでは、そういうことだということですから、そこで私は問題の核心に入つてまいりたいと思ひます。○国務大臣(佐々木義武君) 「むつ」問題以来、大山報告等にも御指摘ございましたように、二十年間原子力行政が過ぎてきたわけですが、客観的にいろいろな変化を来していることは事実でございます。そういう現実を踏まえて、もう一遍原子力行政そのものをひとつ根本的に再検討してみたらどうだろうか、こういう案がございまして、そのためには現在の原子力委員会そのものをどうするかという問題が基本の問題になりますので、現在の原子力委員会にそれをゆだねるのは当を得ない措置じゃないか。そうだとすれば、内閣に別の検討機関を置いて、そしてその機関で、現在の原子力委員会も含めてこの改革案といふものを考へた方がいんじゃないかというのできたのが通常有沢機関と称する原子力行政懇談会でございますか、というものでござい

○峯山昭範君 これはどういふ法律に基づいてできた懇談会でございますか。○政府委員(渡部周治君) お答え申し上げます。原子力行政懇談会は、昭和五十年二月二十五日の閣議口頭了解に基づいて設置された総理大臣の私的諮問機関でございます。○峯山昭範君 これは、閣議口頭了解事項で設置された原子力行政懇談会と言ふんですがね。要するに、そんなことを決めていいという法律、どこにあるのですか、そういう懇談会をこういふようにしてスタートしていいという。これは、たとえば簡単に申し上げますと、国家行政組織法第八條、これは政府の付属機関なりその他の機関です。その他の機関といふのはその他一切の機関ということになりますね。これらのものは、「第三條の各行政機関には、前條の内部部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、審議会又は協議会」その他いろいろありますが、「その他の機関を置くことができる」、これはすべて法律の定めるところによらなければいけないことになつてゐる。これは一体どういふ機関なんですか。

○政府委員(渡部周治君) お答え申し上げます。行政組織法八條に言う「審議会」といふのは、もちろん法律に基づきまして設けられた審議会でございますが、この懇談会はその八條に言う「審議会」と違ひまして、行政機関が当面する問題につきまして関係各界のいろいろな方々の御意見を参考にしたしながら行政を進めたいという意味で、まあそういう意見を聴取するために設けております懇談会というふうなものでございまして、この懇談会につきましては、原子力行政懇談会以外にも日常一般に行われておる問題でございます。○峯山昭範君 あなた、日常一般にと言ひますが、法律に基づかないという付属機関がもし政府にあるとすれば、全部これは国家行政組織法違反の団体ですよ、あなた。いま長官は、原子力行

○峯山昭範君 これはどういふ法律に基づいてできた懇談会でございますか。○政府委員(渡部周治君) お答え申し上げます。原子力行政懇談会は、昭和五十年二月二十五日の閣議口頭了解に基づいて設置された総理大臣の私的諮問機関でございます。○峯山昭範君 これは、閣議口頭了解事項で設置された原子力行政懇談会と言ふんですがね。要するに、そんなことを決めていいという法律、どこにあるのですか、そういう懇談会をこういふようにしてスタートしていいという。これは、たとえば簡単に申し上げますと、国家行政組織法第八條、これは政府の付属機関なりその他の機関です。その他の機関といふのはその他一切の機関ということになりますね。これらのものは、「第三條の各行政機関には、前條の内部部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、審議会又は協議会」その他いろいろありますが、「その他の機関を置くことができる」、これはすべて法律の定めるところによらなければいけないことになつてゐる。これは一体どういふ機関なんですか。

○峯山昭範君 原子力行政についての各界の意見を聞く。各界の意見を聞くのなら、だれが聞くん

の意見の表明または意見の交換といったようなか
つこうで、政府が意見をお聞きするということで

んなことをあなた有沢機関の皆さんに言ってみなさい。そんなことを考えていないですよ。本当に

○峯山昭鏡君　もう私が言いますけれども、こう
いうふうな私的諮問機関というのは、いまあなた

がおつした四十一の私的諮問機関は、あなた方の資料により昭和三十四年にスタートしたのが一件、四十三年が一件、四十四年二件、四十五年二件、四十六年三件、四十七年三件、四十八年一件、四十九年七件、五十年十一件、こうなっています。これは結局四十八、四十九、五十と毎年ふえています。これはもつと端的に言いますと、本来ならばこの原子力行政懇談会も総理府の本部の設置法の改正によってちゃんとすべきじゃないですか。これだけ重要なものであるならば当然法律として出すべきですよ。ちなみに総理府には現在法律に基づいたこういうふうな諮問機関というのは幾つあるんですか。

○政府委員(小田村四郎君) 審議会の設置数は、これは本府だけでございせんが、総理府外局を含めまして、総理府におきまして七十でございす。

○峯山昭範君 七十もあるんじゃないですか、総理府だけでも。そんなにたくさんある審議会というのか、そういうふうな懇談会みたいな研究会みたいなものも含まれますね、当然私はこういうふうな重要なものについては、そういう法律の改正をして、あるいは改正しないまでもちゃんと法律として出して、そして当内閣委員会で審議して今後の原子力行政の重要な問題について検討するという姿勢がなければ、一体何のためのこういうふうな原子力懇談会であるのかわからぬじゃないですか。

私は委員長、この問題は非常に重要な問題ですから、私はこの問題は本当に総理大臣に出席してもらってきちんとこの問題についての答弁をいただきたいと思ひますよ。そうでないといふ、私はこの問題は納得できませんよ。これはね、審議室長、この問題が問題になったのは御存じのとおり昭和三十六年です。もうこのころから相当問題になっている。当時は池田総理大臣。当時閣議決定して発足した暴力犯罪防止対策懇談会というのがあつた。これも同じです。この原子力懇談会と同じです。内容的には。当時の非常に重要な問題で閣議

決定をして、そして問題になった。そして問題になったとしてこれを法律として出さなければ一体どういうことなんだということに相当問題になつて、この内閣委員会で議論をしたあげく、その最後の段階で池田総理が答弁したその答弁はこんな答弁です。最後に池田総理は「今問題になつております暴力防止懇談会これは答申をするようになつておつたが、これは法律にいたしたいと思ひます。」そして労働問題懇談会「これは意思決定して答申しておつたが、これは今問題になつておつたが、これは法律にいたしたいと思ひます。」と。それでなければ、廃止するのによぶさかではございせんか。」というのが池田総理の答弁です。現実にはこういうふうなのは国家行政組織法から言ひましてもこれは確実に違反しておるんです。これは私が言うのは、この原子力行政懇談会はいろんな意見を聞くんだと、個人の意見を聞くんだと、こうおつしやうしていますね、当然私は意見を聞くことについては何らぐずぐず言つておるのじゃない。いや聞けばいいのです。たとえば総評の代表を呼んで聞く、そしてまたいろいろなところの代表を呼んで聞く、それはいいのです。ところが実際にあなただけ御存知のとおり、この有沢委員会というのは、有沢委員会とか有沢機関という言葉がこの委員会でも何回も出てまいりました。もう機関になつておるのですよ。一人一人の意見を聞くんだという段階は通り過ぎておる。しかもこういうふうなのはちゃんと委員の名簿まできちんとそろつておる。これは要するに一人一人のあれじゃなくて、原子力行政懇談会委員の名簿なんです。こういうふうになつておるということ、ただ単にこれは意見を聞くための名簿と違つたのです。これは有沢さんが委員の皆さんに連絡するために連絡網でございせんか。いわゆる第八條機関に言う審議会と全く内容的に変わらなつた。法の網をくぐつておるだけじゃないですか。そういうふうな意味では、私はこれは何と云つてもこの問題については現在のやり方では納得できない。いろいろ言ひましたがどうお考えです。

○政府委員(渡部周治君) 審議会と懇談会につきましても、従来から国会でそういう御議論があつたことはわれわれも承知いたしております。この問題については私からお答えするよりも、あるいは行管の方からお答えなさる方がいいのかと思ひますが、こういう懇談会等行政運営上の会合の開催につきましても種々御注意がございまして、そういうもののとりまじりまして政府としましては運用をいたしておるつもりでございまして、その御指摘の御意見は、確かに原子力行政の基本的なあり方を検討するという非常に重要な問題の御懇談会をなさつておられるわけでございまして、これはあくまでもわれわれといひますと、先ほど来御説明申し上げておりますように、行政機関として各界有識者の御意見を承るといふ八條機関でない、いわゆる懇談会としてわれわれは運営をし、その趣旨に沿つて審議を進めていただいております。

なお、御指摘のところにつきましては、われわれとしまして今後そういう点を十分肝に銘じながら運用させていただきますと、かように思つております。

○峯山昭範君 私はあなたの答弁では納得できませんね。あなたは強引に八條にはかからない懇談会だと。八條にかからない懇談会というのは根本的にはないのですよ。本當を言へば。厳密に言へば見なさい、あなた。ちゃんと読んで見なさい、一遍。八條を読んでわかるでございせんか。原子力行政懇談会というのはこれは何なんですか、一体。どういふ位置づけをするのですか、あなたは。

○政府委員(渡部周治君) あくまでも懇談会でございまして。

○峯山昭範君 いや懇談会というのは法律的に何だと言ふのですよ。懇談会であろうと何であろうと、ここには懇談会という名前がないから懇談会とあなた方はごまかしてゐるのかもしれませんが、これ「審議会又は協議会」と、こう書いてありますが、その下には「試験所、研究

所、文教施設、医療施設その他の機関」と全部なつておるわけですよ。どういふ名前であらうと実体は「その他の機関」じゃないか。第八條に言う「機関」であることには間違いないんじゃないですか。これは委員長、この問題を解決しないといふめです。

○政府委員(小田村四郎君) いろいろ先生から御指摘がございまして、懇談会といふことも、その運営のやり方等によりましては非常に審議会等と紛らわしくなる点がございまして、御指摘のとおりでございまして。ただ、この原子力行政の懇談会を内閣におきまして設けられました趣旨は、ただいま審議室長から申し上げましたとおり、非常に複雑かつ高度に専門的な問題でございまして、その原子力行政の問題につきまして、民間におられます有識の方々のこの問題についての御意見を率直にお伺ひしたい、そして、かつ、その先生方相互の御意見の交換によりまして、さらにそれらの御意見というものがますます政府にとつて有益なものとなるのであれば大變政府としてもありがたしいという趣旨で懇談会という形式を設けたわけでございまして、これは懇談会に御出席になります先生方の相互の意見の交換、そしてその相互の意見の交換によりまして、あるいは一つの御意見というものがまとまるかもしれない、あるいはまたまとまらないかもしれない、その相互の御意見の交換ということが非常に重要な点であると私は考える次第でございまして。

○峯山昭範君 わが内閣委員会で国家行政組織法という問題について、本當にこの二、三年本格的議論が行われなかつたのは私は非常に残念だと思ひます。その証拠に、この私的懇談会も、従来からいろいろあつたのがだんだん整理がされておつた。ところが、最近非常に多くなつてゐるんじゃないか。ことに五十年度は十一件もできてゐる。四十九年は七件、四十八年十一件、四十七年より前は全部三件ぐらいで終わつてゐる、現在残つてゐる分では言へばですよ。こういうふうな点を

所、文教施設、医療施設その他の機関」と全部なつておるわけですよ。どういふ名前であらうと実体は「その他の機関」じゃないか。第八條に言う「機関」であることには間違いないんじゃないですか。これは委員長、この問題を解決しないといふめです。

○政府委員(小田村四郎君) いろいろ先生から御指摘がございまして、懇談会といふことも、その運営のやり方等によりましては非常に審議会等と紛らわしくなる点がございまして、御指摘のとおりでございまして。ただ、この原子力行政の懇談会を内閣におきまして設けられました趣旨は、ただいま審議室長から申し上げましたとおり、非常に複雑かつ高度に専門的な問題でございまして、その原子力行政の問題につきまして、民間におられます有識の方々のこの問題についての御意見を率直にお伺ひしたい、そして、かつ、その先生方相互の御意見の交換によりまして、さらにそれらの御意見というものがますます政府にとつて有益なものとなるのであれば大變政府としてもありがたしいという趣旨で懇談会という形式を設けたわけでございまして、これは懇談会に御出席になります先生方の相互の意見の交換、そしてその相互の意見の交換によりまして、あるいは一つの御意見というものがまとまるかもしれない、あるいはまたまとまらないかもしれない、その相互の御意見の交換ということが非常に重要な点であると私は考える次第でございまして。

○峯山昭範君 わが内閣委員会で国家行政組織法という問題について、本當にこの二、三年本格的議論が行われなかつたのは私は非常に残念だと思ひます。その証拠に、この私的懇談会も、従来からいろいろあつたのがだんだん整理がされておつた。ところが、最近非常に多くなつてゐるんじゃないか。ことに五十年度は十一件もできてゐる。四十九年は七件、四十八年十一件、四十七年より前は全部三件ぐらいで終わつてゐる、現在残つてゐる分では言へばですよ。こういうふうな点を

所、文教施設、医療施設その他の機関」と全部なつておるわけですよ。どういふ名前であらうと実体は「その他の機関」じゃないか。第八條に言う「機関」であることには間違いないんじゃないですか。これは委員長、この問題を解決しないといふめです。

考えたって、行政管理局は最近非常にやり方がおかしい。私は納得できない。

さらに、ただ意見の交換で、そして何というか、出席者が意見を表明する、合議機関じゃない、こうあなたはいまおっしゃっていただきますけれども、現実に原子力委員会をどうするか、「むつ」を含めて今後どうするかという重要な問題に取り組んでおるわけです。私は何もこれ、いかめ言うてゐるんじゃないんですよ。皆さんの意見を尊重してやるのはあたりまえだと言っているんです。どうして国家行政組織法に基づいてきちっと設置法で法律を出して、ちゃんとやってやらないかと言います。ちゃんと筋を通してどうしてやらないんだと。そうでないと、みんなやみからやみにやらせていくんじゃないですか。目の届かないところで議論をされ、目の届かないところで結論が出ていく。そういうふうなことになるかれないから、きちっと法律に基づいてやるべきだと言っているんじゃないですか。

現実にはいま大臣が、先ほどからいろいろ社会党の議員さんにも質問がございました、自民党の議員さんにも質問がございました。その答弁の中で出てきた一つ一つの、その有沢委員会に対する内容、期待というものは、あなた方が言う意見の交換の場であるにすぎない——あなたの意見はそういうことですよ、違ふの。あなたの文章のとおり私は読んでゐるんですよ、これ。「意見の表明又は意見の交換の場であるにすぎないのであります。」というのがあるあなたの通達じゃないですか。そんなことを行政問題懇談会の皆さんに言ってみなさい。みんなやめる言いますよ。私はそんなにかげんなことじゃ納得できません。もう少しやっぱりこういうふうな問題については、前々から問題になっておるわけですから、政府がこの行政懇談会についてはこれは将来法律にいたしますと、こういうふうな答弁が出てこない限りこの問題は進めることはできませんよ。

そうでないと、原子力行政の基本的な問題がうやむやのうちに、いいかげんのうちに——大臣も

有沢委員会に遠慮しながら物を言っているんです、わが内閣委員会に来ての答弁がですよ。先ほどの大臣の答弁なんか見てみなさい。有沢委員会に遠慮しながら、いま私はこういうことを言う立場じゃございませぬがといて言っているんです。ただ単にそういうふうな八条機関でも何でもないので、そんなことに遠慮せぬと大臣の意見をばんばん述べればいいんです。ところが、現実に大臣はこの有沢委員会の意見というものを非常に尊重し、その結論を期待し、遠慮しいい言うてゐるんです、もうすでに。ということとは、この懇談会というものはただ単なる私的な懇談会じゃなくて、少なくとも私は国家行政組織法の八条に言う「その他の機関」に当たるんじゃないか、こう言っているんです。違ふんですか。どこが違ふんですか。

○政府委員(小田村四郎君) 懇談会といういわゆる私的な会合にする方が適當であるか、あるいは審議会という一つの行政機関であつた方がよろしいかという問題は、これはいろいろその問題につきましての政策判断によるべきことであらうかと思つてございします。ただいま御指摘のございました原子力行政懇談会について、私が懇談会とされた趣旨として承っておりますところは、非常にこの問題は複雑でございします、またむづかしい問題でございします。で、これを国家行政組織法上の審議会ということにいたしますと、審議会としての意思決定をしなければなりません。懇談会の場合には必ずしもその必要はないわけでございます、各先生方の御意見がいろいろあるものをまとめられるということと終わるわけでございます、このようになむづかしい問題につきまして、一つの審議会としての意思決定をしていただくよりも、懇談会で自由な御意見の御表明をいただいた方が適當であると、こういう判断をされたものと私は承知しておるわけでございします。

○峯山昭範君 おかしい、おかしい。あなたね、こういうところへ来て間違つたことを言っちゃいかぬ。審議会は意思決定をする、懇談会はしなく

てもいい。では審議会は全部意思決定をしないとけいなんですか。そんなことないでしょう。審議会だって意思がまとまらなきや、乙論、丙論いっばい並べて書いてあるんじゃないですか。そうでしょう。審議会は全部同じ意見に意思統一、賛成反対を決めてばちつとやるんじゃないでしよう。甲論、乙論、丙論併記、多数意見、少数意見いっばい書いてあるのもあるんじゃないですか。現実に、そういう答申が出たのがいっばいあるじゃないですか、現実に。そうでしょう。今度の場合だって同じじゃないですか。私は実態が現実にそうなっていると言っているんです。そんなおかしい答弁じゃ私納得できませんよ。

実は委員長、この問題は本当に私は理事会で検討してもらいたいと思つてますね。それで、私の持ち時間もうこれで終わりますから、あと同僚議員がやらないといけませんので、これ以上続いてできませんけれども、この問題は非常に私は今後の原子力行政の重要な問題で、しかも当内閣委員会で過去にも議論をされて、総理の出席まで見やうとした問題です。これは今回だけじゃなくて、一昨日も防衛を考える会というのでやりましたけれども、現実にこういうふうな行政管理局初め国家行政組織法を完全に守らないといけない役所が、そういう非常に何となく、いいかげんな考え方で行政運営をやっているきらいがある、あるいは疑いを持たれる。まあ少なくとも私は違反とは言わなくても、違反の疑いがあるという、現実にそういうふうな姿があるわけです。この問題についてはきょう私は自分の持ち時間が終わりましたから一応保留しますけれども、ぜひともこの問題については次回この内閣委員会には総理も出席をしていただいて、少なくとも前の昭和三十六年のとき、当時の池田総理は現実に出席しているわけですから、総理がそういう発言を現実にしておりますね。ですから、そういう点から考えてみても、私は今後の問題としても、特に原子力行政の重要な問題でありますから、特にそういうような観点からこの問題にも取り組んでいただきたい、御検討を

いただきたい。

以上申し上げて、私は保留のまま同僚委員に譲ります。

○太田淳夫君 それでは、私はただいま議題になっております設置法の一部を改正する法律案、これについて二、三質問させていただきます。

最初に、先ほど長官から、核防条約と安全局の設置の問題につきまして関連性があるようにお話をしましたが、その点についてまず再度お聞きしたいと思います。

○國務大臣(佐々木義武君) 御承知のように、わが国のいままでの原子力の進め方は、燃料資源もあるいは原子力の機器等も、米、英、カナダ、フランス、豪州、ドイツ等との相互条約に基づきまして、国連機関の軍事転用をしないという査察、いわば保障条項を担保にいたしました。いままで援助を受けておるわけでございします。そこで、国連機関は大体おおむね二月二十日くらいの平均で現実に現在査察をしております。ところが、その査察は大変シビアなものでございまして、日本の業界等で、いまの相互条約に基づく査察条項のままで締められるのでは日本の将来の原子力開発は思いやられる、何とかしてもう少し、せめてユーラトム並みぐらの緩和した条件にできないものだろうかということ、その緩和条項等、この二国条約に基づく、相互条約に基づく査察にあらずして、核防条約に基づく査察協定条項を審議する場が上にございましたので、批准以前に調印を済ませばその会議にわが国も出席できるということでございしたので、大分いろいろ問題ございましたが、政府として調印して、批准はそれはまだしてないわけですが、ウィーンに人を配し、機関に人が入りまして、そしてわが方の主張をずいぶん丹念に長年主張してきました。ことしの二月でございしたか、一月でございしたか、ともかく第五次の派遣ではわが国の主張どおりの査察条項ができたわけでございします。それによりまして、いままでは国連機関が査察

をして、主体が向こうでございまして、今度日本自体で主体性を持って自分で査察をする。国連機関は、オブザーバーと言われまうけれども、それに側面的に参加をして見まうという、そういう主客転倒した条件になり、あるいは査察の内容、時期、あるいは秘密の保持等に関しまして、非常にわが国としては有利な条件になって、ユートム並みと言つても差し支えない条件になってまいりました。

したがって、これであればわが方としても平和利用の面ではまずまずということ、御承知のように批准の案を出したんですが、さてそうなりまうと、わが方で査察員等が充実にあるかどうか、話し合ひはできてわが国が主体になつてやるだけの実力がなければ困るじゃないか、こういう議論がずいぶんありまして、国会でも実は大変この問題が問題になったことは御承知のとおりでございまして。私もこれはこれに對して、準備は十分あります。ただし、批准した場合には人員的な増加もできますし、この安全局ができて、そういう安全サイドの専門にやる機関をつくりまうから、どうぞひとつその点をしんしゃくの上NPPT条約を批准しよう、こういう話で来ていることが実は現在経過でございまして、そういう意味を兼ねて、安全局とNPPTの批准とは大変実に関連の深い問題でございまして。

○太田淳夫君 それでは、きょうは外務省の条約局長においていただいておりますが、時間の都合で限られてございまして、先に質問させていただきますか。

政府は核防条約を国会に提出をしておりますが、現在衆議院で継続審議中です。公明党としては、すでに質疑も終了しておりますので、すみやかに批准すべきだ、このように考えておりますが、政府はまだ批准しようとしておりませんが、この核防条約について政府はどのように考えておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松永信雄君) 現在国会において御審議いただいております核不拡散条約につきまして

は、政府といたしましては一日も速やかに御審議を終了していただき、御賛成を得て、批准の手続を進めたいと思ひます。

○太田淳夫君 この条約批准についての条件として、自民党側ではアメリカの核のかさによる安全保障を一つの条件にしている、こういうふうには、核をかさの条件にしている、この核のかさと非核三原則、これは矛盾するものであるかどうか、どのようにお考えになっておられるか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松永信雄君) 非核三原則と申しますのは、核をつくらない、持たない、また持ち込みを認めないということであらうと理解をいたしております。いわゆる核のかさによつて日本の安全保障を確保するというためには、わが国自身が核を持つてあるいはつくるということは論外でございまして、持ち込みも認めないという非核三原則のもとにおいて、何ら矛盾することはないという考えでございまして。

○太田淳夫君 ただいま矛盾するものではないというお答えでございましたが、そうしますと、この非核三原則、木村前外務大臣は国是であるとも言われましたが、この非核三原則を核のかさのために改悪するようなことはないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(松永信雄君) ただいま御指摘ありましたごとく、核の持ち込みを認めないという原則を含めまして非核三原則はわが国の基本方針と申します。基本政策であると思ひます。この基本政策を政府といたしましては、三木総理もたびたび言明しておられますごとく、遵守していくべきであるという考えを考へておるわけでございまして、核のかさの問題のために非核三原則を破るという考えは、政府としては毛頭持っていないわけでございます。

○太田淳夫君 そうしますと、いまお答えのように、核のかさのために非核三原則はこれは改悪することはない、こういうことですね。間違ひございませんね。

昨日の衆議院外務委員会におきまして、局長はこういうような趣旨のことをお話しになつておりますが、よろしいですか。海洋法会議の結論以前に領海十二海里を実施するにしても、海洋法会議での日本の主張と矛盾するところがあるとは思ひ、こういうような大旨でございしますが、これは一方向的宣言をした場合でも国際海峡の自由航行を認めざるを得ない、こういうお考えを示されたのかどうか。また、核を積んだ艦船の自由航行をやむを得ず認める、そういう非核三原則の適用除外もあり得るというふうな、そういう判断でございまして、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松永信雄君) ただいまの問題は、昨日衆議院の外務委員会において御質問があつたわけでございまして、そのときにも申し上げてはございますけれども、政府は従来、領海十二海里の問題につきましては海洋法会議の結論を待つて実施したという意向、方針であつたわけでございまして、最近における日本近海におけるソ連漁船の操業に端を発しまして、領海十二海里を早急に実施してもらいたいという要望が国内において非常に強く高まっております。その現状を踏まえて、従来は海洋法会議の結論を待つて実施して、従来は海洋法会議の結論を待つて実施して、そういう国内の事情にかんがみ、海洋法会議の決着を待たずに領海十二海里問題について検討を始め、できるだけ速やかに結論を出したいというところで、現在、各関係省庁の間で鋭意検討を進めておるわけでございまして、したがって、ただいまお尋ねがございました国際海峡の取り扱いについてどうするかということについては、まだ検討の結論が出ておりませんし、まだ方針も何ら決定されてないというのが現状でございまして。

○太田淳夫君 そうしますと、先ほどのあれにもう一遍戻りますが、あなたのお答えになつた答弁の中で、独自の判断で十二海里を宣言した場合、非核三原則の例外も考慮の中にあると。こういうことは私は核のかさのために非核三原則の一角を崩すことになるんじゃないか、私はこのように判断するわけですが、その点もう一度御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(松永信雄君) その点は昨日の外務委員会におきまして、海洋法会議との関連において御質問がございましたので、海洋法会議において、いわゆる領海十二海里によつて生じてまいります国際海峡において船舶の航行をどうするかという通航問題をめぐつていろいろ議論が行われているわけでございまして、アメリカ及びソ連は、国際海峡においては自由な通航が保障されなければならないという非常に強い立場をとつておられることは御承知のとおりでございまして。で、わが国といたしましては、わが国が資源の大部分を海外の供給源に依存しております。また、貿易立国としてわが国自身の生存を確保するという基本的な立場がございまして、この立場から考えまして、国益全体の観点から、わが国としては国際海峡においては一般領海におけるよりも自由な通航が確保されることが望ましいという立場で、この海洋法会議に臨んでおるわけでございまして。で、そのことを実は昨日御説明申し上げたわけでございまして、領海をその海洋法会議の結果を待たないで検討をするという場合に、国際海峡の取り扱いをどうするかということにつきましては、その海洋法会議における趨勢、私どもの立場というものはやはり頭の中に入れて考慮はしなければならぬ、検討はしなければならぬということを申し上げたわけでございまして。

○太田淳夫君 そうしますと、国際海峡についての定義というのは、これは明確になつておるのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松永信雄君) 一般的には国際交通に使用されている海峡ということであらうと思ひます。ただ、国際海峡自身におきまして明確な定義があるかという点自体、まだ実は海洋法会議の結論が出ておりませんので、今日の段階において明確に申し上げるということではできないと思ひま

す。

○太田淳夫君　そうすると、いまはまだ明確にできない。衆議院の外務委員会でも問題になりましたのは津軽海峡の問題が問題になっておりまして、津軽海峡については戦前では日本の内水とすべきじゃないか、こういう意見もありました。津軽海峡について、政府としてはこれは国際海峡として認識をされているのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松永信雄君)　現在海洋法会議において論議されております国際海峡の問題という観点から見ますと、わが国周辺におきましては、津軽海峡でありますとか、対馬海峡でありますとか、あるいは宗谷海峡、こういった海峡が国際海峡に該当するであろうと考えております。

○太田淳夫君　そうしますと、国際海峡である認識をされているといまお話をいたしましたね。津軽海峡をそういう国際海峡であるという認識をされるようになりますと、いわゆるあなたの方の議論されているそのことは、国是である非核三原則の一角を崩してアメリカの核艦船を通そうという、その理由づけ以外にない、このように思ひますが、いかがですか。

○政府委員(松永信雄君)　非核三原則を変更する、あるいは修正するというのを私どもの立場において申すべき筋合いのものじゃ毛頭ないということは、私自身十分心得ているつもりでございます。ただ、現実の問題といたしましては津軽海峡は年間約一万隻の外国船舶がそこを往來してありますから、これは国際海峡でないというふうには認識することは非常に困難であろうと考えております。

○太田淳夫君　防衛庁の丸山局長が衆議院外務委員会、米国の艦船が津軽海峡を締め出されたとしても大きな影響はない、こういうことを述べておられます。そういう軍事専門家の防衛庁が問題にならないと、こう言っているわけですから、外務省としても一日も早く沿岸漁民の生活保護のために領海十二海里を宣言すべきじゃないかと、こう

思ひますけれども、その点いかがでしょう。

○政府委員(松永信雄君)　ただいま御言及になりました防衛局長の答弁は、私どもは、防衛庁として現在自衛隊がとっておりますわが国の防衛体制の実施上、領海が十二海里になっても支障はないという答弁であつたと了解しております。

この領海十二海里問題につきましては、先ほど来申し上げております国際海峡に関する問題のほかに、いろいろと法律上の問題がたくさんあるわけでございます。これらにつきましては、現在、内閣官房副長官のもとにおいて関係省庁間で鋭意検討を進めている段階でございます。現在法律上の問題点をできるだけ早く詰めるということと鋭意検討を進めておりますけれども、私どもといたしましては、できるだけ速やかにその結論を出して、方針を決定するようにしたいというふうな考えております。

○太田淳夫君　そうしますと、法制化する方向というふうな方向と新聞に報道されましたけれども、そういう方向に持っていくということですか。

○政府委員(松永信雄君)　領海十二海里を実施いたしますにつきましては、国際法上の問題と国内法上の問題と二面からの検討が必要であると考えております。

国際法上の問題といたしましては、私ども、いま現在の段階ではすでに領海十二海里を実施している国が五十四カ国に上っております現状から見まして、対外的な関係において日本が十二海里の実施に踏み切った場合に、日本に対してそのことと自体について抗議を申し出てくるというようなことはないと考えております。したがって、いまして、国際法上の問題として重大な支障がそこで出てくるとは考えておりません。

他方、国内法の問題といたしまして、いわゆる政府限りで行います宣言でもって領海を三海里から十二海里に拡大することができると、あるいは国内法の制定が必要であるかという点を、まことにいま実は詰めている段階でございます。その

詰めている作業の過程におきましては、法律を制定する必要があるのではないかという意見が出てくるというのが現状でございます。しかし、この点につきましては、まだ結論が出ていないわけではございません。

○太田淳夫君　実際しかし、あれですね、日本の水産界全体の声として、領海十二海里を早期に宣言すべきだという声が上がっているわけですね。したがって、国際海洋法会議等いろいろなところでは論議されておりますけれども、その結論を待たずに外務省として領海十二海里というものを宣言すべきじゃないか、早急に。そして、その後国際海洋法会議で決まりましたことは順次それに従つていけばいいんじゃないかと、このように思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(松永信雄君)　先ほど申しましたように、対外的な関係においては、領海十二海里をわが国が一方的に実施することは可能な段階に現在はあると思ひます。しかしながら、国内法の問題はこれとは異なる次元の問題でございます。仮定の問題でございますけれども、仮に十二海里の領海を設定した場合に、そこには日本の法令が適用範囲がそこまで広がるということでございます。

したがって、その法令の実施が確保されるだけの取り締まりが行われなければならぬ必要ではないかと、そこで国内法上の手当てが必要ではないかという議論が出てくるわけでございます。この検討を待たずに領海を一方的に、たとえば宣言というふうな形で実施することは、結局は実を、内容を伴わない宣言ということになりますので、非常に大きなやはり国内法上の困難があるというふうな思ひます。ただこの点も、先ほど申しましたように現在問題点を詰めている段階でございます。したがって、まだ結論が出ていないわけではございません。私どもとしましては、できるだけ速やかにこの検討を終えて結論を出したというふうな考へておるわけでございます。

○太田淳夫君　結局、私たちは、そこでいふんな法律上のこのようなことを詰めていく、それでだ

んだん時期をかせぎますね、その間に国際海洋法会議でもって領海十二海里がこれは決定された。そうなりますと、今度はたとえば津軽海峡にしましても、国際法の枠の中でそれは決定されたのだからということ、国際海峡として津軽海峡を認められてしまふ。そういうことによって非核三原則は、先ほどのお話では絶対改悪しないと言つていますけれども、そういう面からとるとなると崩しに崩されていくのじゃないか、こういう心配をするわけです。そこで先ほどちょっとお聞きしたんですけれども、ですから、そういう国内法のいろいろな詰めということもあるかもしれないけれども、いろいろな国民の生活という立場も考えて、早急にこれは宣言すべきだと私は思ひます。

たとえば、この国際法会議でもって領海十二海里と国際海峡の自由航行という問題が両方とも論議されてまいりますと、同時に、経済水域二百海里という問題もこれは一括されて討議されてくると思ひます。その場合政府としまして、この経済水域二百海里というものが一括決定された場合には、経済水域二百海里という問題についてのどのように対処されるのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松永信雄君)　御承知のとおり、海洋法会議ではいろいろと非常に多くの海洋に関する法秩序についての問題が論議されているわけでございますけれども、なかなかその中で領海十二海里の問題、国際海峡の通航問題、それから経済水域の問題というものがパッケージディールという形で論議されているわけでございます。

経済水域につきましては、世界の大勢といたしまして、これを設定するという方向に進んでおりますので、私どもといたしましてはその情勢を踏まえた上で、経済水域が設定された場合に、わが国の水産上の利益が最大限に確保できるようにできるだけの努力をすべきであるという考へをもとに、実は海洋法会議でいろいろな国とも折衝をいたし、非公式に協議を重ねているわけでございます。

経済水域に関する海洋法の条約の態様がどういふことになるか、まだこれから大いに論議

されるわけでございますので、いまの段階でまだ最終的な結論が出ていないわけではございません。ただ、私どもとしては、現在まで日本の遠洋漁業が非常に広く行われてきておりますから、その遠洋漁業が今後も継続して行われるように、それに支障がないように経済水域の規定というものが合意されるべきであるというふうな考え方で対処しているわけでございます。

○太田淳夫君 最後にもう一言だけ。

そうしますと、海洋法会議で決定された場合には経済水域二百海里を日本としては認める、認めざるを得ないということでございますか。

○政府委員(松永信雄君) 先ほど申しましたように、世界の大勢が二百海里を設定するという方向にございますから、そのことを踏まえた上で、私どもとしては日本の遠洋漁業の利益が最大限に守られる方向で対処するという考えで現在対応しているわけでございます。

○小巻敏雄君 まず、長官にお伺いをしたいのですけれども、本法案の審議の中で、長官は衆議院の審議あるいは本委員会のさきの質問者に対する答弁の中で、この法案を出すことは、これは今日置かれた問題について政府の責任を果たしていく一つのステップである、抜本的な問題は追って解決しなければならぬし、その責任を感じておるといふふうに説明をされておられると思うわけです。それは間違いありませんか。

○国務大臣(佐々木義武君) そのとおりでございます。

○小巻敏雄君 そこで伺いをするのでありますけれども、ただいま提出されている法案が、その抜本的な改善の必要と、さきま言われております、深刻な反省、再検討というふうにも言われているわけでございますけれども、それを具体的に行政責任で措置をしていく間に果たしてステップの役割を果たすのか、それともその間の空白の状況に対して、これが逆にマイナスの役割を果たすのかということが問われるところだというふうな観点で、ひとつ政策の根本からお伺いをしな

ければならぬと思うわけであります。

まず、本法案の提出において、やはり冒頭に、この提案の趣旨の説明では、日本のエネルギー問題の中で原子力発電の比重の重さ、原子力開発の比重の重さが述べられておられるわけでありまして、そのことに従前に立てられた計画に従って、すでに四年後の二千四百万キロワットの計画あるいは十年後の六千万キロワットの計画、そして十五年後、一九九〇年には一億キロワットというふうなことも私どもは聞いてまいったわけでありまして、そういう観点を貫いていくためには、現在のこの安全体制では障害が大きくなっていくけない。これが一つの要素になり、まあ抜本的な改革というふうなことも述べられるようになっておられるわけですが、一方、かなり多くの故障という状況の中で、この計画自身に対しては従前どおり進めていくという考えで、一方安全強化の措置を急がれるということであるのか、その計画についてまずお伺いをしておきたいと思っております。

○国務大臣(佐々木義武君) 先ほど詳しく繰り返して御説明申し上げましたが、いまの油の状況等を考えて、日本の将来のエネルギーを充足していくためには原子力発電というものが非常に重要になってくることは御承知のとおりでございます。できればもう全部原子力に切りかえたいぐらいのところでございますけれども、実際問題としてそうはいってはいない。いままでの十年間に大体六千万キロという希望も、現在では恐らく無理だろうというところで四千九百万キロワットに大体目標を下げるつもりでございます。なぜかと申しますと、立地がなかなかできません。非常に立地を獲得するのに困難を来しまして計画がおくれた状況でございます。なぜ立地ができないか、いろいろ原因ありますけれども、やっぱり根本は軽水炉に対する安全性が、そのもの自体にも故障等がありますから信頼性がまだ国民の中にない、あるいは国民自体に対するPRも足りないといったような状況から、政府の思うようには進まないというこ

とが私は非常に大きい問題だと思っております。したがって私は、まず安全をどうして確保し、国民にその理解を求めて御支持をいただくかという問題が当面急を要する問題と考えるので、先ほど御説明いたしましたように、根本的な改革を待つ前に、それとは重複しない、背馳しないという考えのもとに、原子力局を二つに分けて安全局をつくるということに踏み切った次第でございます。

○小巻敏雄君 まあ繰り返してお尋ねをしたわけですが、これは再三従来から念を押してきておるところであります。いま、六千万キロワットの計画を二割ばかり手直しをして四千九百万キロワットにする、こういうことでありますが、果たしてそういう状況の中で、今度法案自身にも書いておるように、国民が政府に万全の信頼を寄せるとは言いがたいという状態に対して、開発の計画の進捗と、そして安全の体制の強化前進というものがつり合いを回復するものであるかどうか。すでに年次計画の入ったプログラムに従って進める開発と、これに対して峻行的に非常に偏った姿勢でこれをおった安全体制の強化の進行とが、これがつり合いを回復するものかどうか、ここに問題があると思うわけであります。政府の方からいただいた資料によっても、ちょうどいまから五年後、もはや四年後と言っているわけでありまして、後、もはや四年後と言っているわけでありまして、これを比較してみますと、アメリカは大体日本の二・五倍というふうなところである。日本が二千四百万キロワットの計画を持っているのに対して、建設中あるいは計画中のものも合わせてこの年度には六千万キロワットに達するところというふうな挙げておられるわけでありまして、それに對して配置をされているこの安全体制としての原子力の規制の数、こういうものには非常に大きな違いがある。まあ大ざっぱに言えば、この開発目標は、日米で比較をして二倍と三倍の間ぐらいであるけれども、安全のために割かれておられるこの措置というのは、まあ十倍には至らないけれどもそ

れに近いギャップがある。まあ六千万キロワットというアメリカが一九八〇年に達するというレベルに行ったら、日本はその五年後には六千万キロワットと、五年の差を追いつくような計画を開発しては立てた。こういう状況であるなら、少なくとも十倍近い安全体制の強化を日本においてもその間に行っていくのでなければ、そのつり合いというものはとれないというふうに見るの、これが当然の見方ではないか。今日、政府が抜本改正について、この懇談会を設けいろいろ諮問をするというふうな問題ですね。また同時に、これを憂える国民として、これについて多くの議論が出ておる。わが党も、すでに原子力行政についての六項目の提言の中で、特に安全体制の整備については述べておるところでありますけれども、そういう点の中から開発計画がある以上、それにつり合うだけの少なくとも安全規制の計画を政府がみずから持たなければならぬ。これについての姿勢の転換というのは、その部分に向けて政府から責任ある態度を示されなければならぬと思うのであります。それに對して政府が出されておる答は二つ、抜本的改正は懇談会に一任をしてその結論を待つてやる。その定着は早くとも三、四年かかる。三、四年と言えは、もうすでに二千四百万キロワットというの上がりの年に近いわけですから、それだけかかるから、その間には安全局の設置でもってその間の空白をカバーしていくと、こういうふうな提起をされておられるわけでありまして、この問題、一体どこまでのレベルに、日本のこの開発と安全とのつり合いを持っていくのかという、政府のみずからの責任を持って出してくるプランというものは、まあ皆無に近いと言ってしまう言われるかわかりませんが、そういうふうな言い方を得ないと思うわけでありまして、その点について一言聞いた上で、この法律案の審議に入りたいと思っております。

○国務大臣(佐々木義武君) 原子力発電は、御承知のように、世界で進めておりますのは三種類でございます。原子炉は、英米型、カナダ、米

○國務大臣(佐々木義武君) 私の説明がまずかつたか、あるいは質問の核心に触れなかったのはおわびいたしますけれども、私の申したかったのは、検査あるいは審査の人員の多寡というだけではなくて、安全の根本は、いかに研究を進めてハードウェアを完全にするかという、そこにあるというところをまず説明したわけであります。あなたたの御説明は、アメリカの規制委員会の所要人員と日本を比べると非常にプアーじゃないか、こういう御指摘のようでございますけれども、アメリカの方は平時の発電ばかりではなくて、軍事のものもたくさんあるわけでございますから、そういう安全の問題もございましょうし、それから、日本の方は審査、検査はこの安全局だけでございませんでございまして、発電になりまして細部の実際の検査、工事中の検査とか、あるいは詳細設計とかいったものは通産省が各プラントをもちまして、深くやっておるわけでございますから、そういうものを全部合わせますと、決して私は数にお

いてのバランスはそんなに違っていないのじやないかというふうな感じがいたします。

ただ、いままでのままでそれじやいのかと言いますと、しばしば繰り返しましたように、いままでのままではいけませんので、やはりこの開発と安全規制との体制は一応分けたらいいじやないか。分けるに際しては、安全の審査の機能、あるいは核武装等に対する審査、要員の確保、あるいは盗難その他危険に對しての安全の確保、そういった全体を構えまして、同じ平和利用でありまして、そういう問題がたゞさんごさいますから、そういう点も踏んまえて、この際原子力安全局というものをつくって、そして内容の充実と責任体制を明確化しよう、という趣旨でございますので御理解いただきたいと思ひます。

○小巻敏雄君 現実に對する数字として政府資料で挙げられたものを見ても、まさに今日の日本の体制というのは、開発と安全に對する比率で対応させて勘定してみても、アメリカの方が五・五倍、日本の方は五・五分の一という状況に置かれ、今度十六人ばかり新年度で増員をしたとしても、それが五・五二倍から五・一三倍にまで下がるという数字であつて、長官が根拠もなくそういうことを言われるのは、これは國民を愚弄するものだ。ともかくにも数年間の抜本改正を行ひ得ない空白期を、これを十数人の増員一本で國民を瞞着をして、困難があつてダウンさせるにしても六千万キロワットを四千九百万キロワットぐらひに下げて、そのまま暴走の開発優先を進めようとするものだ、と言わざるを得ないわけでありませう。

ここで抜本的改正のイメージについて長官にお伺ひをしても、この点はお答えにならないわけでありませうけれども、こういう状況の中で、改正の第一歩として出したと言われる今回の法律案ですね。ところが、これは「むつ」の事故その他の以前に、前内閣、前長官のもとで出されてきておつた部の設置法と今回出された局の設置法とが具体的にどれだけ違ふのか。私はこれを對照して読ん

でみるのですけれども、提案理由が違つておると、提案理由の言い方が、開発優先からいけば安全優先にPRが変わつておる以外に、内容を検討するとほとんど違ひはないわけでありませう。その点においても、むつの市長と八県の知事がいままでのままで政府の言うままについていけないというので、いわば出戻りのと申しますか、古いものに對して化粧直しをして、國民を欺瞞をして時をかせぐというふうに見ざるを得ないと思ふのですけれども、どこか違つておるところがあるわけですか。

○政府委員(生田豊朗君) 一昨年私もが考えまして、昨年の国会に御提出申し上げました安全部の設置の構想と今回の原子力安全局の設置構想でございませうけれども、根本的に違ひますところは、前回の安全部の構想は、これはもう當然でございませうが、原子力局という組織の中の一つの部といたしまして安全を管掌する部を設けるということとでございまして、原子力局という一つの組織の中の一部でございませう。今回の安全局は、原子力局を二つに分けまして、主として開発を担当いたします原子力局と安全を専管いたします安全局と二つに分けたわけでございます。この点が一番の大きな相違点でございまして、先ほど来御説明申し上げておりますような開発と安全規制の分離という思想を非常に明確にあらわした点で、安全部の構想と安全局の構想とは根本的に違つておると考えております。

○小巻敏雄君 実際には形の手直しをしたとしても、たとえば大山委員会の報告書が指摘をしておるような根本問題を処理する能力が生まれておるとはとうてい考えることができない。何として根本は、原子力委員会の機能と、そしてそれについての実力をつけていくということ以外にないと思ふわけですが、その観点からいって、小手先の手直しだというふうな専門家も言へば多くの新聞論調でも言つておるところであり、みづから抜本改正までの手直しとか第一歩とか、しないよりはする方がよいとかいふふうに提案者み

ずからが言つておるほどのものであります。むしろ、この新案と旧案というものがほぼ内容的に一致しており、部の新設にしろ局の独立にしろ、これはむしろ数年前から言われておつた原子力委員の中などにおける定数増の要求、これが容易に入れられなかったのを、この際に、この世論の中で一面では定数増を局の分離によつてとつていく、古証文をこの際にとつていくのとあわせて、これを利用して、よくわからない國民を瞞着をするというふうに見ざるを得ないのではなからうかと思ふわけですが。これらの問題は、衆議院の中で瀬崎議員が原子力委員会のメモ等を挙げて具体的に追及をしておるところであります。

ここで聞くわけですが、どうしてもこういう状況で懇談会の結論待ちということでは、いざ懇談会を設けて一面時をかせぎ、そして今度懇談会がよしんば結論を出した後でも数年間の空白の時期が続く。その間、開発計画の立地困難等の中で、行政の力をかりて開発を進めていく上で國民を納得させる方法として、いわば中身のない法律案を出しているのだ、と言わなければならぬわけである以上、ここで何としてもこの委員会が審議するために、直接にこの委員会が抜本的な問題と、開発と規制のバランスの問題を直接審議をする必要があると考へられるわけでありませう。すでに有沢私案については衆議院の方で資料提出要求に応じて、いろいろ問題があつたけれども出された。私も拝見をしております。これとあ

わせて、この対案と申しますか、田島案なりあるいは向坊、松井案、あるいは電労連の意見というようなものも伝え聞くところでありませう。これらの問題ですね、政府が全体の開発と規制の問題についてプランを出さない以上、この法案審議に当たっては、どうしても本委員会の任務としてこれらの問題をつぶさに調べて、あるいは参考人招致をして直接に問題点を聞き取つて、これを審議していかなければならぬと考へるわけでありませう。特に、ここでお願いをするわけでありませうけれども、有沢私案ばかりでなく、田島、向坊ある

いは電労連等の意見についても私の方に入手ができる措置をとつていただけるかどうかお伺ひをいたします。

○政府委員(生田豊朗君) 有沢私案につきましては、衆議院にも御提出申し上げておりますし、当然御提出申し上げませう。

電労連の提言につきましては、電労連の御意見を伺つてみまして、電労連の御同意を得ましたら御提出申し上げようかと思ひます。あと田島先生あるいは向坊先生の案でございませうが、これは審議の途中のメモでございまして、その都度内容の変つたものがいろいろ出されておりました、あるいは一応こういうものを書いてみたけれどもまた審議の途中で変つたとか、非常に経過的なものでございませうので、一応お書きになりました田島先生なり向坊先生なりの御意見は何いませうが、そういう性格のものでございませうので、お出しするのにはむづかしいかと考へますが、一応そのお書きになった先生方の御意見を伺つてみたいと思ひます。

○小巻敏雄君 有沢私案については私も見せていただいたわけでありませうが、原子力委員会と原子力規制委員会とに二つに分ける。しかしながら、その中で規制委員長が原子力委員を兼務をして、一体性というのか、つながりをつくつていく。一面では、審査の一貫性を規制委員会が把握をして、そして基本設計から詳細設計、運転に至るまでチェックをしていく、その点で各省に割拠しておるこの体制を一元化するといふようなものであつて、むしろ有沢私案こそ、現時点の各省庁にわたる問題の抜本改正を時間をかけて処理をする前に、緊急にこれに對して対応するためのいわば当面の案といふふうには私には読み取れるわけでありませう。問題点の認識においては一致をするとしても、むしろ過渡期的な当面の案といふふうには読める。他の諸先生方の意見は、それらについて、むしろ各省のななかりにメスを入れるために、もう少しこの際懇談会の結論を前進したものにしようといふような観点からの意見だとか新聞

その他でべつ見をしておるわけでありませう。

私としては、すでにこの提言の中でも申し上げておりますように、どうしても現在の原子力委員会の機能と体制を抜本的に改めて、原子力委員会というものは諮問委員会ではなく、行政権限ある委員会として指導監督権限を持たなければならぬ。あるいは開発から規制まで、開発と規制との両面を握るばかりでなく、これの審査研究についてもこれはかかわるものでなければならぬ。委員構成、常勤のスタッフ、機関の独自の体制というものは、少なくとも現にアメリカが達しておる程度の水準は目指して強化をしなければならぬといふような意見を持っておりますし、その観点から見て、私どもとしては、いま出されておるこの私案程度のもので、むしろ過渡期的な、いわば基本案と今日の状況をつなぐ位置づけを果たすのではないかと、こういうふうにも見るわけでありませう。

こういうような意味合いからなされますと、ここで少なくとも数カ月後には出されるであろうところの結論ですね、その結論は果たして一本にまとまったものになるか、幾つかの意見を併記されたものになるのか、これを非常に早い時期に具体的に制度化をし、法的に定着をしないかなければならぬ。それに対して、今日の体制のままでも開発を進めることには支障がないと、一面でそういうふうにする長官の今日の政治姿勢等からすれば、この法律案が通ることは、そういう当面の手直しと、そして抜本的な変革案についてプログラムをつくっていく上からマイナスの役割りを果たす、こういうふうな評価をせざるを得ないと思うわけでありませう。

その点で、いたずらにこの法律案の通過を図るのではなく、次回すでに連合審査が予定をされているわけでありませうけれども、この中で、有沢先生あるいは田島先生、これを参考人として招致をして、そして審査をするというふうなことも私は必要だと考えるわけでありませう。また資料の提出についても、いまだできるだけのことをやってみようという話もありましたけれども、これについて委員長、ひとつこれらの措置をとっていただくようにお願いしたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を起して。小巻敏雄君、私は、特にこの席においては、一方で根本的な反省と言ひ抜本改正のことを言ひながら、開発は従来どおりに進めていくという政治姿勢、そのこと自身を問題にしたいと思つておられるところでありませうが、まだ参議院においては、最近大きく問題になっておられる使用済み核燃料の再処理に関する動燃の問題等も、なお一回も委員会審議を通じて取り上げられていないわけでありませう。しかし、再処理問題の前進なくして、それと結びつくことなくして、このさきまの今日の十年計画もしくは十五年計画というものの前進はない。これは結びついたものとして企画をされ進められておると思つておられるわけですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(生田豊朗君) 原子力発電の開発計画と再処理の関係でございますけれども、先生御承知の動燃事業団の東海再処理施設がたいま試験運転中でございます。順調に参りますと、近い将来に営業運転が開始できるわけでございます。これでは処理できません使用済み燃料が、発電規模にいたしまして約七百万キロワット分にならうかと思つておられます。その次のいわゆる第二再処理工場といふものにつきますと、現在電力業界を中心にして、いま建設の準備と申しますか、いま調査の規模を持ったものにならうかと思つておられます。この建設の準備と申しますか、いま調査の段階でございますが、再処理準備会という組織をつくりまして検討中でございます。ただ再処理施設、特に第二再処理工場のような大型のものになつてまいりますと、その建設の準備に相当時間がかかるわけでございます。いわゆるリードタイムが長いということでございますので、その間若干の時間的なギャップが発生してまいります。これにつきましては、海外の再処理施設に再処理の委託をするという方向で進めておられて、現在も英国あるいはフランスに対して再処理の契約をしておりませうし、特に最近では英国の燃料公社、BNFLでございますが、そこが新しい再処理施設を建設するに当たりましてわが国と提携をしてはどうだろうかという提案がございまして、これも電力業界がたいま交渉中でございます。政府といたしましては、なるべくその契約が妥結するように応援をするつもりでございますが、以上申し上げましたような形で開発規模に見合った再処理は当然である、かように考えております。

○小巻敏雄君 次第に臨海地域に電力会社の原子力発電所がふえておるといふ状況の中では、私は特にここでお聞きしたいと思つておられるのは、伊方発電所なんかにかかわる問題でございますが、特に使用済み燃料の運搬の問題が出てきておられるわけでありませう。この使用済み燃料の運搬について、大体いまこれの安全規制はどういうふうに行われておるのか、この点について運輸省の方にお伺いをしておきたいと思つておられます。

○説明員(謝敷宗登君) お答えを申し上げます。使用済み核燃料の輸送につきましては、一般的には核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、いわゆる規制法によりまして規制が行われておりますが、そのほか船舶による海上輸送につきましては、運輸省が所管しております船舶安全法に基づきます危険物船舶運送及び貯蔵規則という省令がございまして、この省令によりまして、容器の標札の方法あるいは船内にある者の放射線防護、荷役後の汚染の検査等の規制に加えて、収納する容器の強度、収納方法、荷役方法等について特に運輸大臣の指示を受けなければならぬということになっております。このほか船積みの際には船舶検査官によりまして検査を義務づけて、輸送の規制を行つておる次第でございます。

○小巻敏雄君 この船舶輸送について、一般の危険物等の取り扱いや運送自身についてはこれが適用されておつて、特に放射性物質であること、これはギャップ等の問題を除いては、特に運搬上に法的な根拠はないということなんですか。

○説明員(謝敷宗登君) 私、省略をいたしましたのが、危険物船舶運送及び貯蔵規則の中で、特に放射性物質につきましては第六節で特記してありまして、いまその六節の内容を申し上げた次第でございます。

○小巻敏雄君 たとえば新しく発電所を立地する場合に、これが使用済み核燃料の運搬に関しましては、太平洋を走る場合もあればその他のところを走る場合もある。具体的には伊方の問題なんかについては、これが住民に知られれば知られるだけ、二千万キюриというふうな物すごい使用済み核燃料を収納した船舶がどこを通るのかというのが大きく問題になっておる。それらの問題について、発電所とすればこれは利潤を中心に考えていて、規制のないものはこれは自由に運んでいくということになるわけですね。これらの問題については運輸省ではどういうふうな規制をするわけですか、航路等の問題については。

○説明員(謝敷宗登君) 具体的に危険物船舶運送及び貯蔵規則によりまして、使用済み核燃料の輸送につきましては、各電力会社とも、先ほどお話をいたしましたように、たとえばイギリスでございまして、そういうところの再処理施設に輸送しておりますので、この内容については十分各電力会社とも知っておるかと思つておられます。

先生いま御指摘の四国電力の伊方の問題につきましては、私も建設中ということでは聞いておりますが、輸送が具体化したしますのは燃料交換をする時期というふうな考えられますが、まだ先の問題であるということで、現時点では私どもとしては具体的な輸送計画あるいは使用船舶等についての説明は受けておりません。しかし、実際に申す出てくる段階になりますと、船積み港、それ

から寄港する港あるいは荷揚げする港というのが申請書の中に入っている。いまお話しのように、現在、したがってどういう経路で運ばれるかを可否を論ずる段階ではございませんが、具体的に転送計画が決まりました段階で関係省庁とも十分協議の上で、安全な転送が確保できるふうな措置を講じていきたいと、こう考えております。

○小巻敏雄君 申請書が出た段階で検討する、いま特段に現実問題でないから何も決めておらぬ、こういうことですね。

ひとつこれは科技庁の方にお伺いをするわけですが、伊方の原発の使用済み核燃料は動燃の方で持っているというふうな状況で認可をされておるといふに聞いておるわけですが、そうですか。

○政府委員(半澤治雄君) 使用済み核燃料の処分方法につきましては、いまお話しのように動燃事業団に送って再処理を行わせる。もし動燃事業団で再処理できない場合には海外において再処理を行い、回収されたプルトニウムをわが国に持ち帰るといふ内容で許可しておるわけです。

○小巻敏雄君 認可条件として、大体使用済み核燃料は最終的には東海村に運ばれる、こういう予定で事が進んでおるといふわけですが、これも、そうすれば、当然、船舶に積んで運んでいくことになる。これがどこを通るかという問題になるわけですが、これも、これが瀬戸内海を通過して東へ航路をとって、そして淡路島のわきを抜けて紀淡海峡を通過して紀伊水道へ出、太平洋に出るといふような、こういう道筋を通るのが普通のおそこからであれば航路になっておるわけですが、一つは瀬戸内というのはいま公害の海になっておりますし、船舶の衝突事故等もかなりの頻度になっておると思うわけですが、非常にこれは危険の高いものになるのではなからうか。これについて、いまこういう使用済み核燃料等を積んだ船舶が瀬戸内を通過していいのか悪いのか、こういうふうなことにについてはチェックをする体制なり、あ

るいは規則とか基準とか、あるいは今日時点での見解とか、そういうものは運輸省にあるのかないのか、これをひとつ聞いておきたいと思ひます。

○説明員(謝敷宗登君) 従来は使用済み核燃料の海上輸送は、先ほどから申し上げておりますように、外国の再処理工場に運ばれますので、すべて外海経由であつたわけでございます。したがって、まだ使用済み核燃料の運搬船が瀬戸内海を通過することの可否については、現段階では、先ほど申し上げておりますとおり、具体的な計画が決まり申請がなされておられませんので検討しておりませんが、運輸省としては、使用する船舶が一般船であるか、あるいは特殊な専用船であるか、あるいはまた一回の輸送量がどのくらいの規模のものであるか、輸送方法がどうなっているか、というような点等の具体的な内容を勘案しまして、安全な輸送ができるように検討して必要な措置をし、指示を与えてまいりたい、こう考えております。

○小巻敏雄君 一口で言えば、いまでは瀬戸内海を通ることについて、制度的にこれをノーと言うようになつていないわけですね。よいとも悪いとも言えない、こういうことになるわけですか。

○説明員(謝敷宗登君) 先ほど申し上げたのを繰り返すようにでございますが、一回当たりの輸送量がどの程度の規模のものになり、どんなコンテナで運ばれるか、こういったものが具体的に検討されました段階で、私どもとしては内容については検討したい、こう考えております。

○小巻敏雄君 莫大な発電量を原子力に期待をして、いまから先も十年、十五年の間に臨海に多数の発電所を建設をする、そういう計画が立っている、当然予想される船舶運送についての基準のようないものがなくて、その場当たりになっておるといふことが問題だと思ふんですが、そうなるべくれば、現在企業サイドとして一審経済効率のいい道でこの問題を考えるというのはいまあたりまえのことだということになりませんか、どうでしょうね。

○説明員(謝敷宗登君) 私どもは、従来、臨海各発電所、これは先ほど申し上げましたとおり外海に面しておるわけでございますが、そういったところの発電所の輸送計画自身を見ておりましたも、非常に特殊な貨物でございますので、輸送の安全については万全の策を立て、かつ私どもとして十分審査をした上必要な指示をしております。問題の伊方が瀬戸内海航路だけしか通れない立地条件でありますれば、いま先生のおっしゃったような問題が出てまいります。ほかの航路も考えられるわけでございますので、具体的にはどういう輸送方法をするかという問題について御相談があれば、私ども運輸大臣の指示権限がございまして、制度的には検討できるかと思ひます。

○小巻敏雄君 結局のところ、いま現実には幾つかの発電所がつかられていく過程で瀬戸内にかつたところに発電所が建設されて、これの使用済み核燃料輸送の問題が具体的に迫ってきておるわけですね。しかし、お伺いしたところでは、これをチェックする責任のある運輸省の中では具体的な問題待ちということ、いまのところは結論がない。常識で考えて船舶の危険度の高い、事件の起こりやすい瀬戸内、そして水島事件一つを見て、その一つの起こった事故の被害が広範な地域に重大な様相で及んでいくというような地域、そういうところを通らせないよう、基準なり規則がこういう状況下ではでき上がっているというのがレベルとして常識だろうと思ふけれども、それに対してほとんど空白で、いわばブラックだと思ふざるを得ない。これについて、こういう問題がいれば安全審査委員会の審査対象にもなっていないというふうな点、科技庁の方ではどう考えられるのか、聞いておきたいですね。

○政府委員(生田豊朗君) 先生の御指摘もありましたように、原子力発電といふものは、ただ電気を起こせばいいということではございませんで、核燃料の確保から始まりまして、発電、さらに使用済みの燃料の輸送、再処理、再処理後の廃棄物の処理、そういうものを一貫して、つまり核

燃料サイクルというものを一括して考えなければいけないというのが私どもの基本的な考え方でございます。したがって、核燃料サイクルというものを基本にいたしまして整合性のとれた計画で推進していくのが当然でございます。これは原子炉規制法の許可条件といたしまして、計画の遂行ということが一つの要件になっておりますが、これがそういうことを一つの反映しているものだと思ひます。したがって、先ほど半澤次長から答弁いたしましたように、原子炉の設置許可をいたします場合には、再処理の方途が確立していることを条件にいたしておりますので、発電はするけれども、そこで使った使用済み核燃料の再処理をどうするかかわらないという状況では、私どもは原子炉の設置許可をいたしております。

輸送の問題につきましては、先ほど来運輸省から御説明がありましたように、動燃の再処理工場が営業運転に入りまして、これはまだしばらくの間がかかると思ひますが、そこに持ち込むためにはどうしたらよろしいかという問題をただいま総合的に検討いたしております。そのためには、動燃の再処理工場に持ち込みます場合の使用済み燃料を積みおろす港の整備、それから国内輸送をいたします船舶の建造、それからたまたま先生御指摘の航路の決定、そういうことも総合的に決定しなければいけないわけでございます。十分そういう点は考慮いたしまして、ただいま運輸省その他とも御相談をしながら総合的に対策を進めている段階でございます。

○小巻敏雄君 これが実際必要になるころまでには総合的な対策の答えを出すというふうなことを言われているわけですか、そういうことですね。

現地の人々と国民から見れば、電力会社が営業運転を開始して、いままです安全とそれから経営とが矛盾した場合、安全を優先させたことのないというふうな国民は考えておるわけでありま。現時点の計画の中では、電力会社は明らかにこの使用済み核燃料は、別に禁止の規定がな

いのだから、あそこは瀬戸内側にありますけれども、遠距離の豊後水道の方の航路をとらず、瀬戸内を通じて、そうして経済的効率のいい方向で東海村へ燃料を運ぶのだというふうな計画を持っておるようであります。これらの問題について御存じかどうか。

三日前に、あそこでは伊方原発の問題についていま裁判の係争中であって、四国電力は、周りの敷地内のあるところの存在をしておる住民の財産物件に対して撤去を求めるような仮処分申請をしておるわけですね。周辺の監視区域の中にある立ち木に対して撤去を求めているこの裁判の中で、電力側は、弁護士の質問に対して、当然これは瀬戸内を東へ運びますということを述べておるわけでありまして、これが今日の電力会社の考える常識であるわけですね。そうして日本の原子力発電、これを含む事業をやる人たちの考え方になっておって、これを有効にチェックする法律は、少なくとも初めから計画を立てるときにそういう私どもから考えて非常識なこととは出てこないというふうな状況にはならない。企業側の認識がそういうものであるというところが実態である、これが明らかになつたと思うわけです。弁護士の質問に対して、使用済み核燃料の船舶運搬はどっちへ行きますか、瀬戸内海を通ります、こう言っているわけですね。瀬戸内海、東に行くのか、西へ行くのか、東へ行きます。小豆島あたりに通っていくのですか、ずっとそう行きますというので、紀伊水道をということになつたら何か気がついたのか、その辺から余り行く先を言わなくなっているのですけれども、小豆島でとまられて動かなくなれば、これはとんでもないことですし、引き返せば二遍通るわけですから、当然東の方へ回っていく。こういうレベルが今日の六千万キロワットもしくは四千万キロワットの開発計画、これを実行していく人たちのレベルであるということを考えてみると、どうしてもはなはだしく跋扈的に安全審査体制がおくれていると言わざるを得ないんじゃないでしょうか。果たして四国電力のこの説明

というのは、現時点ではそれなりに正当だということにお考えになるのかどうか、運輸省いかがですか。

○説明員(謝敷宗登君) いま先生御指摘の内容につきまして、それが、会社として計画を立てて、具体的に量とか使用船舶を決めた上で立てられた計画かどうか、私存じませんが、従来、輸送につきまして経験のある電力会社は、かなり前広に輸送の方法につきまして計画を立て、具体的な内容を持って相談に来ております。私どもは、したがって、いま具体的にどういう船を使い、どのぐらいの使用済み燃料を一回に運ぶというふうなことの報告があり、かつ、それについての可否の検討ということでありましたら、具体的に計画を示していただきまして可否を検討させていただきます、こう考えております。

○小巻敏雄君 時間も来ておりますから、もう終わりたいと思うんですが、あなたの答弁では、いま電力会社が瀬戸内を通ると言つたりして、そのこと自身が間違つておるといふようなことは言えないと言われているんですか。あなたの考えとしてはそれが適当であるかどうか、再度聞いておきたいですね。

○説明員(謝敷宗登君) 先生最初に御指摘のとおり、瀬戸内海につきましてはかなり海上輸送がふくそうしておりますので、ほかに方法がある場合には余り適当でない、こういうふうにご考えております。失礼しました。適当ではないと考えております。

○小巻敏雄君 明らかに道はあるんですから、あなたの考えとしていまの時点で意見を聞かれるなら、それは不適当だと、こう答えられたと聞いて帰っていいですね。ほかに方法があるじゃないですか、道は袋小路じゃないですよ、あそこは、どうですか。

○説明員(謝敷宗登君) 何回も繰り返すようでございますが、使用する船舶、それから一回の輸送量について常識的ないままでの輸送の方法であればという前提でお答えをいたします。

○小巻敏雄君 ほかに道があるなら、そっちをとる方が望ましいというのが当然の考え方だと言われているわけですね。

それではその件は終わりますが、いまこの問題を挙げたのは、必ずしも裁判になっておる問題をこの委員会でもどうしようと思つて挙げておるわけではないのです。この四国電力という会社は、裁判になったもとは、この周辺監視区域の中にある具体的な個人の財産物件、立ち木を、次第に建設が進行していく中で追い出しをかけて、撤去を求めて、仮処分申請をしておるわけですね。住民はどうしても納得をしないわけですね。それは、この周辺は絶対に安全で心配のない無害なところだと、こうずっと宣伝をしてくいて、ここへ認可をもらつて建設を始めて、そうしてこの周辺にある物件というのは、これは撤去しなければ危険だと言われないんですけれども、強権をもって撤去させるんだと言つてきておるので、どうしても納得をしないという状況が出ております。

多かれ少なかれ、こういう状況で開発が進められていく。それに見合うところの抜本改正案というの、これは数年間のプランクがある。そうしてこれについては、いままでしばしば懇談会が時間かせぎに使われて、その結論というのはネグレクトされてきた。こういう状況を考えてみますと、この状況の中で引き続いて開発計画の進行と、そうして安全規制の強化というもののバランスは、国民的にどうしても大きく追求をされなければならぬ。そういう観点から見ると、今回の出されておるところのこの法律改正案は、そういう必要な措置をこれらの小手先の細工でいわば欺瞞隠蔽をして、むしろ事柄の真の解決を妨げるものだといふふうに見ざるを得ない。その点、特に問題を明らかにするために、引き続いて資料の提出を求め、懇談会等の意見も深めていくということによって、これらの問題を引き続いて審議をしてきたい、こういう考えを述べまして質問を終わります。

○委員長(加藤武徳君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後五時四分散会

昭和五十年十二月二十五日印刷

昭和五十年十二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局